

第99回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2022年3月25日（金曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

開催場所

パレスホテル東京 2階「葵」
東京都千代田区丸の内一丁目1番1号

書面及びインターネット等による議決権行使期限

2022年3月24日（木曜日）
午後5時40分まで

協和キリン株式会社

証券コード：4151

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主総会当日のご来場を極力お控えいただき、**郵送（書面）又はインターネット等により事前に議決権を行使**いただきますようお願い申し上げます。

なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社ウェブサイト(<https://ir.kyowakirin.com/ja/index.html>)に掲載させていただきます。

目次

第99回定時株主総会招集ご通知	3
株主総会参考書類	7
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役9名選任の件	
第4号議案 監査役2名選任の件	

〔添付書類〕

事業報告	27
連結計算書類	65
計算書類	67
監査報告	69

当社グループの経営理念・価値観・2030年に向けたビジョン

経営理念

協和キリングroupは、ライフサイエンスとテクノロジーの進歩を追求し、新しい価値の創造により、世界の人々の健康と豊かさに貢献します。

価値観

協和キリングroupの役員および従業員一人ひとりの行動の拠り所となる考え方や姿勢です。中心概念の“Commitment to Life（コミットメント・トゥ・ライフ）”と3つのキーワードで構成されます。



2030年に向けたビジョン

協和キリンは、イノベーションへの情熱と多様な個性が輝くチームの力で、日本発のグローバル・スペシャリティファーマとして病気と向き合う人々に笑顔をもたらすLife-changingな価値*の継続的な創出を実現します。

- ・抗体技術の進化へ挑戦を続けることに加え、多様なモダリティを駆使し協和キリンの強みを生かした創薬により、有効な治療法のない病気の治療に取り組んでいきます。
- ・医薬品事業で培った疾患に関する知見と最先端の科学・技術の応用に努め、医薬品にとどまらない社会の医療ニーズに応えていきます。
- ・常に信頼され、成長が期待される企業であり続けるため、世界トップクラスの製品品質とオペレーショナルエクセレンスを追求し続けます。

*Life-changingな価値：病気と向き合う人々の満たされていない医療ニーズを見出し、その課題を解決するための新たな薬やサービスを創造し、提供することで、患者さんが「生活が劇的に良くなった」と感じ笑顔になること。

株主の皆様へ

株主の皆様には、日頃より格別のご支援、ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルスの世界的蔓延により影響を受けられた方々に心よりお見舞い申し上げます。また、医療関係者をはじめ、感染症の拡大防止、収束に向けて、ご尽力いただいている方々に心より感謝申し上げます。

2021年は、2025年を最終年度とした5か年の中期経営計画を発表し、2030年に向けた新たなビジョンも掲げました。中期経営計画2年目となる2022年においても、引き続きグローバル・スペシャリティファーマとしての基盤を強化し、グローバル戦略品を世界にお届けしてまいります。また、満たされていない医療ニーズを見出し、それに応えるための新たな薬やサービスを創造し提供することで、病気と向き合う人々に笑顔をもたらすLife-changingな価値を継続して創出できる会社を目指します。新しい価値の創造を通じて社会からの信頼を獲得し、企業価値を高める「CSV（Creating Shared Value）経営」を推進いたします。

当社グループは、「Commitment to Life」を中心概念とする共通の価値観のもと、グローバル企業として組織の枠を超えチームワークを発揮すると共に、日本発のグローバル・スペシャリティファーマにふさわしい企業文化の醸成を進めていきます。また、透明性、公平性、コンプライアンス、社会との共生など企業の社会的責任を誠実に果たすと共に、高い技術力を活かし、Life-changingな価値を創出することによって、世界の人々の健康と豊かさ貢献してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2022年3月



代表取締役社長
宮本 昌志

株主各位

証券コード 4151
2022年3月4日

東京都千代田区大手町一丁目9番2号

協和キリン株式会社

代表取締役社長 宮本 昌志

第99回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、当社第99回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、議決権行使等については5ページからの「議決権行使についてのご案内」をご参照の上、後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

<新型コロナウイルスへの対応について>

- 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主総会当日のご来場を極力お控えいただき、**郵送（書面）又はインターネット等により事前に議決権を行使**いただきますようお願い申し上げます。
- 今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社ウェブサイト (<https://ir.kyowakirin.com/ja/index.html>) に掲載させていただきます。
- 当日の様子の一部は、後日当社ウェブサイトにて公開を予定しております。

<ライブ配信と事前質問受付について>

- 当日株主総会にご来場されない株主様のため、ライブ配信と事前質問の受付を実施いたします。詳しくは、同封のご案内をご覧くださいようお願い申し上げます。

1	日 時	2022年3月25日（金曜日）午前10時
2	場 所	東京都千代田区丸の内一丁目1番1号 パレスホテル東京 2階 「葵」
3	目的事項 報告事項	1. 第99期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第99期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）計算書類報告の件
	決議事項	第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役9名選任の件 第4号議案 監査役2名選任の件
4	招集に 当たっての 決定事項	書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等を有効な議決権行使としてお取り扱いします。 インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いします。

以 上

- 本招集ご通知に際して株主の皆様にご提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結持分変動計算書及び連結注記表並びに計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表に記載又は表示すべき事項に係る情報につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトへの掲載をもって株主の皆様に対する書面の提供とみなさせていただきます。なお、監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、株主総会招集ご通知添付書類に記載の各書類のほか、当社ウェブサイトに掲載している連結持分変動計算書及び連結注記表並びに株主資本等変動計算書及び個別注記表となります。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト <https://ir.kyowakirin.com/ja/index.html>

● 議決権行使についてのご案内

議決権の行使に当たっては、以下の事項を予めご承知おきください。

- 書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等を有効な議決権行使としてお取り扱いします。
- インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いします。
- 議決権行使専用ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

株主総会における議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。



株主総会にご出席いただく場合

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、株主総会当日に会場受付にご提出ください。
（ご捺印は不要です）

▶ 株主総会開催日時：2022年3月25日（金曜日）午前10時

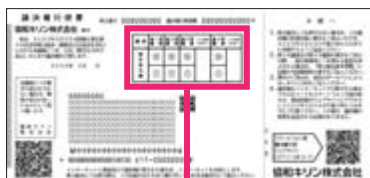


郵送（書面）にて議決権を行使いただく場合

後記株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に賛否をご記入の上、切手を貼らずにご投函ください。

▶ 行使期限：2022年3月24日（木曜日）午後5時40分到着分まで

議決権行使書の記入方法



こちらに各
議案の賛否を
ご記入ください。



第1号議案、第2号議案について

- ☑ 賛成の場合 ▶ 賛 に○印
- ☑ 反対の場合 ▶ 否 に○印

第3号議案、第4号議案について

- ☑ 全員賛成の場合 ▶ 賛 に○印
- ☑ 全員反対の場合 ▶ 否 に○印
- ☑ 一部候補者に反対の場合 ▶ 賛 に○印し、
反対する候補者番号を隣の空欄に記入



インターネット等にて議決権を行使いただく場合 (スマートフォンでQRコードを読み取る「スマート行使[®]」につき ましては、同封のご案内をご参照ください)

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

お手元のパソコンから議決権行使専用ウェブサイト <https://www.web54.net> にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された議決権行使コード、パスワードをご利用になり、後記株主総会参考書類又は議決権行使専用ウェブサイトに掲載されている株主総会参考書類をご検討の上、画面の案内に従い、各議案の賛否をご入力ください。

なお、携帯電話専用サイトは開設しておりませんので、ご了承ください。

▶行使期限：2022年3月24日（木曜日）午後5時40分入力分まで

① パスワードのお取り扱い

- パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取り扱いください。
- パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本定時株主総会に限り有効です。

② パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

議決権行使専用ウェブサイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

〔電 話〕 **0120-652-031**（受付時間） 9：00～21：00

その他のご登録住所・株式数のご照会などは、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

〔電 話〕 **0120-782-031**（受付時間） 土日休日を除く 9：00～17：00

③ 機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆様に関しましては、本定時株主総会につき、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社の利益配分に関する方針は、今後の事業展開への備えなど内部留保の充実を図ると共に、毎期の連結業績、配当性向等を総合的に勘案しながら、安定的な配当を行うことを基本としております。

2021－2025年中期経営計画における配当方針につきましては、コアEPSに対する配当性向40%を目処とし、中長期的な利益成長に応じた安定的かつ持続的な配当水準の向上（継続的な増配）を目指す方針を掲げております。

この方針に基づき、第99期の期末配当金につきましては、以下の通り1株につき23円とさせていただきます。これにより、中間配当金23円を加えた年間配当金は、1株につき前期に比べ2円増配の46円となります。

期末配当に関する事項

1 配当財産の種類..... 金 銭

2 配当財産の割当てに関する事項及びその総額..... 当社普通株式1株につき金23円
総額12,358,548,209円

3 剰余金の配当が効力を生じる日..... 2022年3月28日

第2号議案 定款一部変更の件

1 提案の理由

(1) 株主総会の招集に係る変更

「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（令和3年法律第70号）及び「産業競争力強化法に基づく場所の定めのない株主総会に関する省令」（令和3年法務省・経済産業省令第1号）が2021年6月16日に施行されたことに伴い、経済産業省令・法務省令で定める要件（以下「省令要件」という）に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を得た上場会社において、「場所の定めのない株主総会」の開催が可能になりました。

当社といたしましては、新型コロナウイルス感染症等の感染症拡大や天災地変の発生等により、場所の定めのある株主総会を開催することが株主の皆様の利益にも照らして適切でないと取締役会が判断したときには、場所の定めのない株主総会を開催することができるよう、当社定款の変更をお願いするものであります。なお、本定款一部変更にあたり、当社は省令要件に該当することについて経済産業大臣及び法務大臣の確認を得ております。

(2) 株主総会資料の電子提供制度に係る変更

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次の通り、当社定款の変更をお願いするものであります。

- ① 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第16条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2 変更の内容

変更の内容は次の通りであります。なお、定款第13条の変更については、本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

(1) 株主総会の招集に係る変更

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
第13条（総会の招集時期） 定時株主総会は、毎年3月にこれを招集する。 臨時株主総会は、必要ある場合に随時これを招集する。 ＜ 新 設 ＞	第13条（総会の招集時期および方法） 定時株主総会は、毎年3月にこれを招集する。 臨時株主総会は、必要ある場合に随時これを招集する。 当社は、感染症拡大または天災地変の発生等により、場所の定めのある株主総会を開催することが株主の利益にも照らして適切でないと取締役会が決定したときには、<u>株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u>

(2) 株主総会資料の電子提供制度に係る変更

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u> ＜ 新 設 ＞	＜ 削 除 ＞ 第16条（電子提供措置等） 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

現行定款	変更案
< 新 設 >	(附則) 定款第16条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下、「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第3号議案 取締役9名選任の件

本定時株主総会の終結の時をもって、現取締役全員（8名）が任期満了となります。社外取締役を委員長とし、社外役員6名、社内役員3名で構成される指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえて、経営の透明性と客観性をさらに高め業務執行の監督機能を強化するために、社外取締役を1名増員し、社外取締役5名を含む取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次の通りであります。

候補者 番号	氏 名	現在の当社における 地位及び担当	取締役会出席率 (出席状況)
1	みやもと まさし 宮本 昌志 再任取締役 候補者	※代表取締役社長	100% (13回中13回)
2	おおさわ ゆたか 大澤 豊 再任取締役 候補者	※代表取締役副社長 グローバル品質マネジ メント部 薬事部 ファーマコビジランス 本部	100% (13回中13回)
3	み か や ま と し ふ み 三箇山 俊文 再任取締役 候補者	※取締役副社長 海外事業統轄	100% (13回中13回)
4	み な か た た け し 南方 健志 新任取締役 候補者		
5	も り た あ き ら 森田 朗 再任取締役 候補者 社外取締役 候補者 独立役員 候補者	社外取締役	100% (13回中13回)
6	は が ゆ う こ 芳賀 裕子 再任取締役 候補者 社外取締役 候補者 独立役員 候補者	社外取締役	100% (13回中13回)
7	あ ら い じ ゅ ん 新井 純 再任取締役 候補者 社外取締役 候補者 独立役員 候補者	社外取締役	100% (9回中9回)
8	お や ま だ た か し 小山田 隆 再任取締役 候補者 社外取締役 候補者 独立役員 候補者	社外取締役	100% (9回中9回)
9	す ず き よ し ひ さ 鈴木 善久 新任取締役 候補者 社外取締役 候補者 独立役員 候補者		

(注) 上記※の取締役は、執行役員を兼務しております。



候補者番号 **1** | みやもと まさし
宮本 昌志 (1959年7月16日生)

一 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年4月 麒麟麦酒株式会社（現キリンホールディングス株式会社）に入社
2011年4月 協和発酵キリン株式会社（現協和キリン株式会社）信頼性保証本部薬事部長
2012年3月 当社執行役員信頼性保証本部薬事部長
2014年7月 当社執行役員製品ポートフォリオ戦略部長兼信頼性保証本部薬事部長
2015年4月 当社執行役員製品ポートフォリオ戦略部長
2017年3月 当社取締役常務執行役員製品ポートフォリオ戦略部長
2017年4月 当社取締役常務執行役員経営戦略企画部長
2018年3月 当社代表取締役社長（現在に至る）

再任取締役候補者

所有する当社株式の数
62,346株

一 取締役候補者とした理由

経営全般にわたる豊富な経験と高度な見識を活かし、代表取締役として、経営の重要事項の意思決定や業務執行の監督の役割を果たすと共に、リーダーシップを発揮してCSV経営（注）やグローバル・スペシャリティファーマへの飛躍を目指した諸施策を遂行してきており、当社グループの持続的な成長と企業価値向上を推進する適切な人材と判断し、取締役候補者いたしました。

（注）CSV経営：社会課題の解決を通じた企業の成長を目指す経営（Creating Shared Value）



再任取締役候補者

所有する当社株式の数
46,852株

担当
グローバル品質マネジメント部、
薬事部、
ファーマコビジランス本部

候補者番号 **2** | おおさわ ゆたか
大澤 豊 (1959年10月17日生)

－ 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年 4 月 協和発酵工業株式会社に入社
2007年 4 月 同社医薬生産開発部長
2008年10月 協和発酵キリン株式会社（現協和キリン株式会社）開発本部CMC開発部長
2009年 4 月 当社生産本部生産企画部長
2013年 3 月 当社執行役員生産本部生産企画部長
2014年 4 月 当社執行役員生産本部長
2017年 3 月 当社常務執行役員生産本部長
2018年 3 月 当社取締役常務執行役員生産本部長
2019年 3 月 当社代表取締役副社長（現在に至る）

－ 取締役候補者とした理由

研究開発、海外開発、生産に関する豊富な経験で培った深い知見と高度な見識を有しており、代表取締役として、経営の重要事項の意思決定や業務執行の監督の役割を十分に果たすと共に、高度な品質の製品を安定的に供給するという製薬企業の重要な使命を着実に推進する適切な人材と判断し、取締役候補者いたしました。



候補者番号

3

み か や ま
三箇山としふみ
俊文

(1957年7月18日生)

再任取締役候補者

所有する当社株式の数
43,823株
担当
海外事業統轄

一 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年4月 麒麟麦酒株式会社（現キリンホールディングス株式会社）に入社
2004年3月 同社医薬カンパニー企画部長
2007年7月 キリンファーマ株式会社取締役執行役員研究本部長
2008年10月 協和発酵キリン株式会社（現協和キリン株式会社）執行役員研究本部長
2010年4月 当社執行役員経営企画部長
2012年3月 当社常務執行役員海外事業部長
2014年3月 当社取締役常務執行役員
2018年3月 当社取締役専務執行役員
2021年3月 当社取締役副社長（現在に至る）

一 取締役候補者とした理由

経営全般にわたる豊富な経験と高度な見識を活かし、取締役として、経営の重要事項の意思決定や業務執行の監督の役割を果たすと共に、グローバル・スペシャリティファーマへの飛躍の牽引者として、引き続き海外事業の成長を推進する適切な人材と判断し、取締役候補者いたしました。



候補者番号 **4** | **みなかた たけし**
南方 健志 (1961年12月31日生)

新任取締役候補者

所有する当社株式の数
0株

一 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年 4 月	麒麟麦酒株式会社（現キリンホールディングス株式会社）に入社
2007年 3 月	同社取手工場副工場長
2009年 3 月	同社生産本部生産統轄部主幹
2010年10月	ライオンネイサンナショナルフーズ社（現LION）Kirin Liaison Technical Director
2012年 3 月	麒麟麦酒株式会社企画部長
2013年 1 月	キリン株式会社（現キリンホールディングス株式会社）執行役員経営企画部長 麒麟麦酒株式会社執行役員企画部長
2015年 3 月	キリンホールディングス株式会社 常務執行役員グループ経営戦略担当ディレクター キリン株式会社常務執行役員経営企画部長
2016年 4 月	ミャンマー・ブルワリー社取締役社長 キリンホールディングス株式会社常務執行役員
2018年 3 月	協和発酵バイオ株式会社代表取締役社長
2020年 3 月	協和発酵バイオ株式会社代表取締役社長 キリンホールディングス株式会社常務執行役員
2022年 1 月	キリンホールディングス株式会社常務執行役員健康戦略担当（現在に至る）
2022年 3 月	キリンホールディングス株式会社取締役常務執行役員健康戦略担当（予定）

一 取締役候補者とした理由

経営全般にわたる豊富な経験と高度な見識を活かし、取締役として、経営の重要事項の意思決定や業務執行の監督の役割を果たすと共に、多様な医療ニーズに対応したソリューションの提供による人々の健康と豊かさの実現を目指して、多彩な事業基盤を有するキリングループ各社との緊密な連携を促進する適切な人材と判断し、取締役候補者いたしました。



候補者番号 **5** | もりた あきら
森田 朗 (1951年4月22日生)

再任取締役候補者

社外取締役候補者

独立役員候補者

所有する当社株式の数
1,800株

一 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1993年10月 千葉大学法経学部教授
- 1994年 4 月 東京大学大学院法学政治学研究科教授
- 2004年 4 月 東京大学公共政策大学院長、教授
- 2008年 7 月 東京大学政策ビジョン研究センター長
- 2011年 4 月 厚生労働省中央社会保険医療協議会会長
- 2012年 4 月 学習院大学法学部政治学科教授
- 2012年 6 月 東京大学名誉教授（現在に至る）
- 2013年 5 月 一般社団法人日本ユーザビリティ医療情報化推進協議会理事長（現代表理事）
（現在に至る）
- 2014年 4 月 国立社会保障・人口問題研究所長
- 2014年 8 月 政策研究大学院大学客員教授
- 2017年 4 月 津田塾大学総合政策学部教授
- 三重大学大学院医学系研究科客員教授（現在に至る）
- 東京大学経営協議会学外委員（現在に至る）
- 2018年 4 月 国立研究開発法人科学技術振興機構社会技術研究開発センター長
- 2019年 3 月 協和発酵キリン株式会社（現協和キリン株式会社）社外取締役（現在に至る）
- 2019年 4 月 神奈川県立保健福祉大学客員教授（現在に至る）
- 2020年 7 月 一般社団法人次世代基盤政策研究所代表理事（現在に至る）

一 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

独立した立場から業務の執行を監督し、一般株主の利益保護の観点を当社の経営に反映することにより、当社のガバナンス機能強化等に貢献する人材と判断し、社外取締役候補者とした。行政学の研究者として培われた学識経験と幅広い知見、政府や地方自治体の審議会委員等を歴任してきた経験を当社の経営に活かしていただけるものと期待しております。同氏が選任された場合は、取締役会議長として経営の監督と経営全般への助言などを主導していただくと共に、指名・報酬諮問委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の審議・決定に対しても、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。



候補者番号 **6** | は が ゆ う こ
芳賀 裕子 (1955年12月8日生)

再任取締役候補者

社外取締役候補者

独立役員候補者

所有する当社株式の数
2,400株

一 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1989年 4 月 Price Waterhouse Consultants東京オフィスシニアコンサルタント
1991年 4 月 芳賀経営コンサルティング事務所代表（現在に至る）
2000年 6 月 リンクワールド株式会社取締役
2010年 2 月 社会福祉法人不二健育会理事（現在に至る）
2010年 4 月 尚美学園大学総合政策学部総合政策学科客員教授
2017年 4 月 名古屋商科大学大学院NUCBビジネススクール准教授
2019年 3 月 協和発酵キリン株式会社（現協和キリン株式会社）社外取締役（現在に至る）
2020年 4 月 名古屋商科大学大学院NUCBビジネススクール教授（現在に至る）
2020年 6 月 ミネベアミツミ株式会社社外取締役（現在に至る）

一 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

独立した立場から業務の執行を監督し、一般株主の利益保護の観点当社の経営に反映することにより、当社のガバナンス機能強化等に貢献する人材と判断し、社外取締役候補者といたしました。経営コンサルタントとして幅広く活躍し、その医療、介護、ヘルスケアの分野における豊富な経験と、企業戦略の研究者としての見識を当社の経営に活かしていただけるものと期待しております。同氏が選任された場合は、指名・報酬諮問委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の審議・決定に対しても、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。



再任取締役候補者

社外取締役候補者

独立役員候補者

所有する当社株式の数
3,400株候補者番号 **7** | あらい じゅん
新井 純 (1959年2月28日生)**一 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況**

1983年 4 月 シェル石油株式会社に入社
2002年 9 月 昭和シェル石油株式会社経営情報室長
2004年 4 月 同社経理部長
2005年 3 月 同社執行役員経理部長
2006年 3 月 同社取締役経理担当
2007年 3 月 同社常務取締役経営企画、経理・財務、財務情報アシュアランス、コーポレートガバナンス担当
2008年 8 月 同社代表取締役社長代行
2008年11月 同社代表取締役社長
2013年 3 月 同社代表取締役グループCOO
2014年 3 月 昭和四日市石油株式会社代表取締役社長
2016年 4 月 大和住銀投信投資顧問株式会社社外取締役
2017年 3 月 協和発酵キリン株式会社（現協和キリン株式会社）社外監査役
2019年 4 月 三井住友DSアセットマネジメント株式会社社外取締役（現在に至る）
2020年 5 月 株式会社良品計画社外監査役（現在に至る）
2021年 3 月 当社社外取締役（現在に至る）

一 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

2017年3月の社外監査役就任以降、2021年3月より社外取締役に就任してからも、昭和シェル石油株式会社において経理・財務部門を長年担当し、代表取締役社長として企業経営に携わった経験及び幅広い見識を活かして活躍いただきました。経営の重要事項の意思決定や業務の執行を監督する役割を十分に果たせる人材と判断し、社外取締役候補者といいたしました。財務・会計等の専門的見地だけでなく経営者としての経験に基づいて、引き続き独立した立場から当社の経営を監督いただけるものと期待しております。同氏が選任された場合は、指名・報酬諮問委員長として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の審議・決定に対しても、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。



再任取締役候補者

社外取締役候補者

独立役員候補者

所有する当社株式の数
600株

候補者番号 8 | おやまだ たかし
小山田 隆 (1955年11月2日生)

－ 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年 4 月 株式会社三菱銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）に入行
2006年 1 月 株式会社三菱東京UFJ銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）執行役員
2009年 6 月 同行常務取締役
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ取締役
2012年 5 月 株式会社三菱東京UFJ銀行常務執行役員
2013年 5 月 同行専務執行役員
2014年 6 月 同行代表取締役副頭取
2015年 6 月 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ取締役兼代表執行役副社長・グループCOO
2016年 4 月 株式会社三菱東京UFJ銀行代表取締役頭取
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ取締役
2017年 6 月 株式会社三菱東京UFJ銀行特別顧問（現在に至る）
2018年 6 月 公益財団法人日本国際問題研究所代表理事・副会長（現在に至る）
2018年12月 三菱総研DCS株式会社社外取締役（現在に至る）
2019年 6 月 三菱電機株式会社社外取締役（現在に至る）
株式会社三越伊勢丹ホールディングス社外取締役（現在に至る）
2021年 3 月 当社社外取締役（現在に至る）

－ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

長い銀行経営の経験から非常に高い経営知識を有しており、金融業界における豊富な経験をもとにした幅広い範囲の産業に関する知識・見識を持っていることから、当社の重要事項の決定や、業務の執行を監督するのに適した人物であると判断し、社外取締役候補者いたしました。金融業界の専門的見地だけでなく経営者としての経験に基づいて、引き続き独立した立場から当社の経営を監督いただけるものと期待しております。同氏が選任された場合は、指名・報酬諮問委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の審議・決定に対しても、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。



候補者番号 **9** | すずき よしひさ
鈴木 善久 (1955年6月21日生)

新任取締役候補者

社外取締役候補者

独立役員候補者

所有する当社株式の数
0株

一 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年 4 月 伊藤忠商事株式会社に入社
2003年 4 月 同社航空宇宙・電子部門長
2003年 6 月 同社執行役員
2006年 4 月 同社常務執行役員
伊藤忠インターナショナル会社EVP&CAO
2007年 4 月 同社President&CEO
2011年 6 月 株式会社ジャムコ代表取締役副社長
2012年 6 月 同社代表取締役社長CEO
2016年 6 月 伊藤忠商事株式会社代表取締役専務執行役員
2018年 4 月 同社代表取締役社長COO
2020年 4 月 同社代表取締役社長COO兼CDO・CIO
2021年 4 月 同社取締役副会長（現在に至る）

一 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

伊藤忠商事株式会社において航空及び電子情報に関する部門を担当し、代表取締役社長として企業経営に携わった経験を有しております。さらに同社海外現地法人の社長、製造会社の代表取締役社長として企業経営に携わった経験も有しており、国内外の豊富な経験をもとにした有益な知識・見識を持っていることから、当社の重要事項の決定や、業務執行を監督いただけるものと判断し、社外取締役候補者いたしました。日本経済団体連合会など財界活動の経験も有しており、経営者や財界活動を通じた経験に基づいて、独立した立場から当社の経営を監督いただけるものと期待しております。同氏が選任された場合は、指名・報酬諮問委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の審議・決定に対しても、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. キリンホールディングス株式会社は、当社の発行済株式総数の53.49%（2021年12月31日現在）を保有する親会社であります。
3. キリン株式会社は、2019年7月1日付で当社の親会社であるキリンホールディングス株式会社に吸収合併されております。
4. 南方健志氏は、過去10年以内において、当社の親会社であるキリンホールディングス株式会社の業務執行者でありました。なお、同氏の同社における過去10年間の地位及び担当は、上記「略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況」欄に記載の通りであります。
5. 取締役候補者のうち、森田朗、芳賀裕子、新井純、小山田隆及び鈴木善久の各氏は、社外取締役候補者であります。
6. 芳賀裕子氏の戸籍上の氏名は林裕子であります。
7. 森田朗氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、大学の教授や公的研究機関の長、政府諮問機関の長などのご経歴等から、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたします。
8. 森田朗、芳賀裕子、新井純及び小山田隆の各氏は当社の社外取締役ですが、社外取締役としての在任期間は、本定

時株主総会の終結の時をもって、森田朗氏及び芳賀裕子氏が3年間、新井純氏及び小山田隆氏が1年間となります。

9. 小山田隆氏が社外取締役として就任している株式会社三越伊勢丹ホールディングスでは、その子会社である株式会社エムアイカードにおいて、同社が供給するクレジットカードに係る役務の取引について、不当景品類及び不当表示防止法に抵触する不当な表示を行っていたとして、消費者庁より2019年に措置命令を、2020年に課徴金納付命令を受けました。同氏が社外取締役に就任したのは措置命令の発令直前まで至った段階ですが、その就任後は取締役会等での審議を通じて同社及び同子会社を含むグループにおける再発防止策の策定と全従業員への周知並びに社員教育の強化に尽力するなど、社外取締役として必要な対応を行っております。また、同氏が社外取締役として就任している三菱電機株式会社では、複数の製造拠点において品質に係る不適切行為が発覚し、2021年10月及び12月に調査結果を公表しました。同氏は事前には当該事実を認識しておりませんでした。日頃から取締役会等において法令遵守の視点に立ち、注意喚起をしておりました。事後には取締役会等において、全容解明、原因究明のための徹底した調査、再発防止に向けた更なるコンプライアンス体制の強化策等について指示するなど、社外取締役として必要な対応を行っております。
10. 当社は、森田朗、芳賀裕子、新井純及び小山田隆の各氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、その契約内容の概要は、5百万円又は同法第425条第1項が定める最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする責任限定契約であります。本定時株主総会において、本議案が原案どおり承認された場合には、4氏との間で当該責任限定契約を継続すると共に、南方健志氏及び鈴木善久氏との間で同内容の契約を締結する予定であります。
11. 当社は、当社及び当社の子会社の取締役、監査役及び執行役員等を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（以下、「D&O保険」という。）を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の内容の概要は、51頁に記載の通りであります。各候補者が取締役に選任され就任した場合には、D&O保険の被保険者となる予定であります。D&O保険の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議の上、これを更新する予定であります。
12. 社外取締役候補者である森田朗、芳賀裕子、新井純、小山田隆及び鈴木善久の各氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社の定める「社外役員の独立性に関する基準」（25頁）を満たしており、同証券取引所に独立役員として届け出ております。

(ご参考) 当社の取締役会のスキル・マトリックス

当社は、中長期的な経営の方向性や事業戦略に照らして、取締役会がその意思決定機能及び経営の監督機能を適切に発揮し、より透明性の高いガバナンス体制を保持するため、様々なスキル（知識・経験等）を持つ多様な人材で取締役会を構成しております。

本定時株主総会において、第3号議案及び第4号議案が原案どおり承認された場合の取締役会の構成、並びに各取締役及び各監査役が備えるスキルは以下の通りです。

	氏名	社外 独立	取締役会 議長	指名・報酬 諮問委員会	専門スキル							
					企業経営 事業戦略	グローバル ビジネス	財務・ 会計・金融	法律・行政・ コンプライアンス	人事・労務	ヘルスケア	R&D	生産・ SCM
取締役	宮本 昌志			○	○	○		○		○	○	
	大澤 豊			○	○			○		○	○	○
	三箇山 俊文			○	○	○				○	○	
	南方 健志				○	○				○		○
	森田 朗	○	○	○				○		○		
	芳賀 裕子	○		○	○	○				○		
	新井 純	○		委員長	○	○	○					
	小山田 隆	○		○	○	○	○		○			
監査役	鈴木 善久	○		○	○	○					○	○
	小松 浩				○	○	○			○		
	上野 正樹					○	○	○				
	桑田 啓二				○							○
	谷津 朋美	○		○			○	○				
	田村 真由美	○		○	○	○	○					

第4号議案 監査役2名選任の件

本定時株主総会の終結の時をもって、現常勤監査役小松浩氏及び現監査役井上雄二氏が任期満了となります。つきましては、社外取締役を委員長とし、社外役員6名、社内役員3名で構成される指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえて、新たに監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次の通りであります。



候補者番号 **1** | **こまつ ひろし**
小松 浩 (1962年10月13日生)

－ 略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況

- 1986年 4 月 協和発酵工業株式会社に入社
- 2009年 2 月 Hematech, Inc. CFO
- 2012年 4 月 協和発酵キリン株式会社（現協和キリン株式会社）経営企画部マネージャー
- 2015年 4 月 当社総務部担当部長
- 2016年 4 月 当社総務部担当部長兼秘書グループ長
- 2018年 3 月 当社常勤監査役（現在に至る）

－ 監査役候補者とした理由

2018年3月に当社常勤監査役に就任。経理・財務・研究開発、海外子会社、経営企画などの幅広い業務経験で培った深い知見及び見識に加え、監査役として求められる倫理観、公正・公平な判断力を有しており、幅広い分野において実効性のある監査機能を十分に発揮し、当社監査役としての職務を適切に遂行することができる人材と判断し、監査役候補者いたしました。

再任監査役候補者

所有する当社株式の数
3,700株



候補者番号 **2** | **たむら まゆみ** **田村 真由美** (1960年5月22日生)

一 略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況

- | | |
|-----------|--|
| 1983年 4 月 | ソニー株式会社（現ソニーグループ株式会社）に入社 |
| 1991年 9 月 | ジョンソン株式会社に入社 |
| 2002年 7 月 | ジョンソンディパーシー株式会社（現シーバイエス株式会社）執行役員 |
| 2004年12月 | アディダスジャパン株式会社CFO（最高財務責任者） |
| 2007年 6 月 | 株式会社西友（現合同会社西友）執行役員シニアバイスプレジデント兼最高財務責任者（CFO） |
| 2010年 5 月 | ウォルマート・ジャパン・ホールディングス合同会社（現ウォルマート・ジャパン・ホールディングス株式会社）執行役員シニアバイスプレジデント兼最高財務責任者（CFO） |
| | 合同会社西友執行役員シニアバイスプレジデント兼最高財務責任者（CFO） |
| 2015年 6 月 | 本田技研工業株式会社社外監査役 |
| 2017年 6 月 | 同社社外取締役監査等委員 |
| | 株式会社日立ハイテクノロジーズ（現株式会社日立ハイテク）社外取締役 |
| 2019年 6 月 | 清水建設株式会社社外取締役（現在に至る） |

新任監査役候補者

社外監査役候補者

独立役員候補者

所有する当社株式の数
0株

一 社外監査役候補者とした理由

企業の社外監査役・社外取締役として活躍しており、NPO法人の理事としてダイバーシティ&インクルージョン支援に携わった経験も有しております。さらに長年にわたる様々なグローバル企業における財務・経理及び経営企画担当としての高度な知識や経験、及びCFOとしての深い知見をもって当社を監督し、独立した監査意見を述べることのできる適切な人物と判断し、社外監査役候補者といたしました。同氏が選任された場合は、指名・報酬諮問委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬の審議・決定に対しても、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 田村真由美氏は社外監査役候補者であります。
3. 当社は、小松浩氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、その契約内容の概要は、5百万円又は同法第425条第1項が定める最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする責任限定契約であります。本定時株主総会において、本議案が原案どおり承認された場合には、同氏との間で当該責任限定契約を継続すると共に、田村真由美氏との間で同内容の契約を締結する予定であります。
4. 当社は、当社及び当社の子会社の取締役、監査役及び執行役員等を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（以下、「D&O保険」という。）を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の内容の概要は、51頁に記載の通りであります。各候補者が監査役に選任され就任した場合には、D&O保険の被保険者となる予定であります。D&O保険の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議の上、これを更新する予定であります。
5. 社外監査役候補者である田村真由美氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社の定める「社外役員の独立性に関する基準」（25頁）を満たしており、同証券取引所に独立役員として届け出ております。
6. Hematech, Inc.社は、当社の連結子会社でありましたが、2012年12月に非営利組織Sanford Applied Biosciences, LLCに事業譲渡いたしました。

（ご参考）社外役員の独立性に関する基準

当社の社外取締役又は社外監査役が独立性を有すると判断するためには、会社法に定める社外取締役又は社外監査役の要件に加え、以下いずれの項目にも該当しないことを要件とする。

- ① 当社又は子会社の業務執行取締役、執行役員又は支配人その他の使用人である者
- ② 当社の親会社又は兄弟会社の取締役、監査役、執行役員又は支配人その他の使用人である者
「兄弟会社」とは、当社と同一の親会社を有する他の会社をいう。
- ③ 当社の主要株主（当社の親会社を除く）の取締役、監査役、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人である者
「主要株主」とは、議決権所有割合10%以上の株主をいう。
- ④ 当社が主要株主である会社（当社の子会社を除く）の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人である者
- ⑤ 当社又は当社の子会社を主要な取引先とする者
「当社又は当社の子会社を主要な取引先とする者」とは、直近事業年度におけるその者の年間総売上高の2%以上の支払いを当社若しくは当社の子会社から受け、又は当社若しくは当社の子会社に対して行っている者をいう。
- ⑥ 当社又は当社の子会社を主要な取引先とする会社又はその子会社の業務執行取締役、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人である者
「当社又は当社の子会社を主要な取引先とする会社又はその子会社」とは、直近事業年度におけるその会社の年間連結売上高の2%以上の支払いを当社若しくは当社の子会社から受け、又は当社若しくは当社の子会社に対して行っている会社又はその子会社をいう。
- ⑦ 当社又は当社の子会社の主要な取引先である者
「当社又は当社の子会社の主要な取引先である者」とは、直近事業年度における当社の年間連結売上高の2%以上の支払いを当社又は当社子会社から受け、又は当社又は当社子会社に対して行っている者をいう。
- ⑧ 当社又は当社の子会社の主要な取引先である会社又はその子会社の業務執行取締役、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人である者
「当社又は当社の子会社の主要な取引先である会社又はその子会社」とは、直近事業年度における当社の年間連結売上高の2%以上の支払いを当社又は当社子会社から受け、又は当社又は当社子会社に対して行っている会社又はその子会社をいう。
- ⑨ 当社又は当社の子会社の会計監査人又は会計参与である公認会計士（若しくは税理士）又は監査法人（若しくは税理士法人）の社員、パートナー又は従業員である者
- ⑩ 当社又は当社の子会社から、役員報酬以外に、過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士又はコンサルタント等

- ⑪ 当社又は当社の子会社から、一定額以上の金銭その他の財産上の利益を受けている法律事務所、監査法人、税理士法人又はコンサルティング・ファーム等の法人、組合等の団体の社員、パートナー又は従業員である者
本項において「一定額」とは、過去3年間の平均で当該法人、組合等の団体の総売上高（総収入）の2％に相当する額をいう。
- ⑫ 当社又は当社の子会社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人である者
- ⑬ 当社又は当社の子会社から一定額を超える寄付又は助成を受けている法人、組合等の団体の理事その他の業務執行者である者
本項において「一定額」とは、過去3年間の平均で年間1,000万円又は当該組織の年間総費用の30％に相当する額のいずれか大きい額をいう。
- ⑭ 当社又は当社の子会社から取締役（常勤・非常勤を問わない）を受け入れている会社又はその子会社の取締役、監査役、会計参与、執行役又は執行役員である者
- ⑮ ①又は②に過去10年間に於いて該当したことがある者
- ⑯ 上記③に過去5年間に於いて該当したことがある者
- ⑰ 上記⑤～⑬のいずれかに過去3年間に於いて該当したことがある者
- ⑱ 上記②～⑰のいずれかに該当する者の配偶者又は二親等以内若しくは同居の親族。但し、本項の適用においては、②～⑰において「支配人その他の使用人」とある部分は「支配人その他の重要な使用人」と読み替えることとする。
- ⑲ 当社又は当社の子会社の取締役、執行役員又は支配人その他の重要な使用人である者の配偶者又は二親等若しくは同居の親族
- ⑳ 過去5年間に於いて当社又は当社の子会社の取締役、執行役員又はその他重要な使用人であった者の配偶者又は二親等以内若しくは同居の親族
- ㉑ その他、一般株主との利益相反が生じるおそれがあり、独立した社外役員として職務を果たせないと合理的に判断される事情を有している者

以上

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

事業の概況

2020年来の新型コロナウイルスの世界的蔓延という大きな環境変化に対して、製薬会社の使命である医薬品の安定供給を最優先課題として取り組み、感染予防に細心の注意を払った生産・物流の維持や情報収集・提供活動などへの対応を行いました。これと並行し、2021-2025年中期経営計画の初年度として、新ビジョン「協和キリンは、イノベーションへの情熱と多様な個性が輝くチームの力で、日本発のグローバル・スペシャリティファーマとして病気と向き合う人々に笑顔をもたらすLife-changingな価値の継続的な創出を実現します。」の実現に向け取り組んでまいりました。

2020年に引き続きコロナ禍における世界の医療環境の変化や事業活動の制限はありましたが、Crysvita（日本製品名：クリースビータ）、Poteligeo（日本製品名：ポテリジオ）などのグローバル戦略品は着実な成長を続けております。次世代戦略品においては、開発が着実に進捗している免疫・アレルギー疾患領域のKHK4083を、より多くの患者さんに一日も早くお届けするために、本領域に実績のある米国アムジェン社との提携を決定しました。また、がん領域のME-401（一般名：zandelisib）においても、米国MEI Pharma社との共同開発が着実に進捗しております。

一方で、グローバル戦略品であるパーキンソン病治療薬のイストラデフィリン（日本製品名：ノウリアスト）は欧州での承認を得ることができませんでした。引き続き今後の申請・承認を控えた品目においても、各国当局の判断について注視してまいります。また、自社や委託先での生産による安定供給体制の課題についても適切に対応してまいります。

サステナブルな社会の実現への貢献と事業成長の両立に向けた取り組みにおいては、患者さんを中心においた医療ニーズ対応の一環として疾患啓発活動に引き続き取り組み、対処すべき課題に記載の通り、世界的な気候変動への対応として2021年11月には、「気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）」による提言への賛同を表明いたしました。

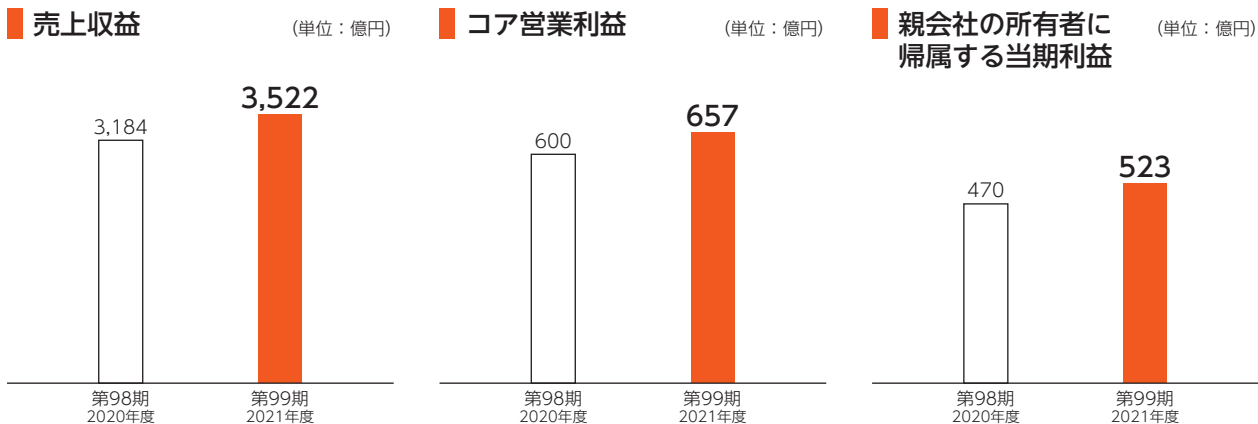
① 連結業績

当社グループは、グローバルに事業を展開しておりますことから、国際会計基準（以下「IFRS」という。）を適用しておりますが、事業活動による経常的な収益性を示す段階利益として「コア営業利益」を採用しております。当該「コア営業利益」は、「売上総利益」から「販売費及び一般管理費」及び「研究開発費」を控除し、「持分法による投資損益」を加えて算出しております。

売上収益は **3,522億円**（前期比10.6%増）、コア営業利益は **657億円**（同9.6%増）、親会社の所有者に帰属する当期利益は **523億円**（同11.3%増）となりました。

- ◎売上収益は、日本は減収となったものの、北米及びEMEAにおいてグローバル戦略品が順調に伸長した結果、増収となりました。なお、売上収益に係る為替の増収影響は90億円となりました。
- ◎コア営業利益は、販売費及び一般管理費や研究開発費が増加したものの、海外売上収益の増収による売上総利益の増加に加え、持分法による投資損益が増加したことにより、増益となりました。なお、コア営業利益に係る為替の増益影響は25億円となりました。
- ◎親会社の所有者に帰属する当期利益は、法人所得税費用が増加したものの、コア営業利益の増益に加え、その他の費用が減少したため、増益となりました。

事業報告



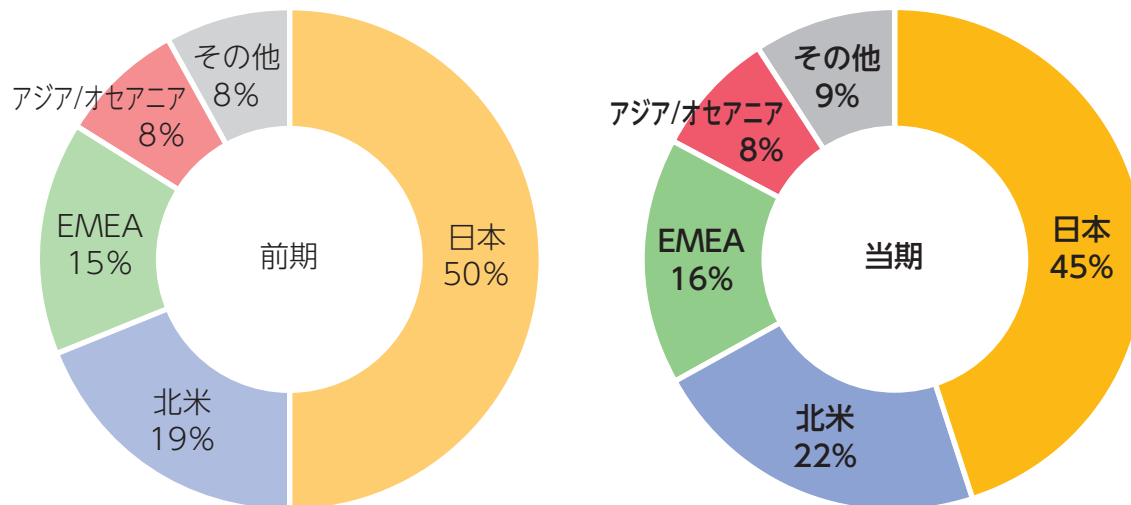
【地域統括会社別の売上収益】

(単位：億円)

	第98期	第99期	前期比
日本	1,599	1,569	△1.9%
北米	599	788	31.4%
EMEA	484	561	16.0%
アジア／オセアニア	259	284	9.6%
その他	242	321	32.6%
売上収益合計	3,184	3,522	10.6%

- (注) 1. One Kyowa Kirin体制（日本・北米・EMEA・アジア／オセアニアの4つの「地域」とグローバル・スペシャリティファーマとして必要な「機能」を軸とするグローバルマネジメント体制）における地域統括会社（連結）の製商品の売上収益を基礎として区分しております。
2. EMEAは、ヨーロッパ、中東及びアフリカ等であります。
3. その他は、技術収入及び受託製造等であります。

地域統括会社別売上収益構成比



<日本の概況>

◎日本の売上収益は、FGF23関連疾患治療剤クリースビータ等の新製品群が伸長したものの、2020年4月及び2021年4月に実施された薬価基準引下げの影響があったことに加え、一部製品の共同販売等終了の影響により、前期に比べ減少しました。

- ・腎性貧血治療剤ダルベポエチン アルファ注シリンジ「KKF」は、競合品の浸透の影響を受け、売上収益が減少しました。
- ・発熱性好中球減少症発症抑制剤ジーラスタは、堅調に売上収益を伸ばしました。
- ・パーキンソン病治療剤ノウリアストは競合品の浸透の影響を受け、売上収益が減少しました。
- ・FGF23関連疾患治療剤クリースビータは、2019年の発売以来、順調に市場浸透しております。
- ・潰瘍性大腸炎治療剤アサコールは2020年3月31日をもって、中枢性尿崩症用剤ミニリンメルト及びデスモプレシンは2020年4月27日をもって、それぞれ当社による販売を終了したことにより、売上収益が減少しました。

事業報告

＜北米・EMEA・アジア／オセアニアの概況＞

◎北米の売上収益は、グローバル戦略品が順調に伸長し、前期を上回りました。

- ・ X 染色体連鎖性低リン血症治療剤Crysvita（日本製品名：クリースビータ）は、2018年の発売以来、順調に売上収益を伸ばしております。2020年6月には腫瘍性骨軟化症（TIO）の適応追加の承認を取得しました。
- ・ 抗悪性腫瘍剤Poteligeo（日本製品名：ポテリジオ）は、堅調に売上収益を伸ばしました。
- ・ パーキンソン病治療剤Nourianz（日本製品名：ノウリアスト）は、2019年10月に発売し、売上収益を伸ばしております。

◎EMEAの売上収益は、グローバル戦略品が順調に伸長し、前期を上回りました。

- ・ X 染色体連鎖性低リン血症治療剤Crysvita（日本製品名：クリースビータ）は、2018年の発売以来、上市国を拡大しながら順調に売上収益を伸ばしております。2020年9月には青少年及び成人への適応拡大の販売承認を取得しました。
- ・ 2020年6月にドイツにおいて抗悪性腫瘍剤Poteligeo（日本製品名：ポテリジオ）の販売を開始し、上市国を拡大しながら順調に市場浸透しております。
- ・ 癌疼痛治療剤Abstral（日本製品名：アブストラル）は、後発医薬品の浸透の影響や出荷調整等により、売上収益が前期を下回りました。

◎アジア／オセアニアの売上収益は、前期を上回りました。

- ・ 二次性副甲状腺機能亢進症治療剤Regpara（日本製品名：レグパラ）は、中国において、10月から政府集中購買制度^{*1}の対象となった影響で売上収益が減少しました。

^{*1} 政府集中購買制度： 中国で医療費削減を目的に2018年に導入された医薬品調達プログラム（VBP; Volume-Based Procurement）。入札により2-5社程度の企業だけに供給が委託される一方、価格は大幅に下落する。

＜その他の売上収益＞

◎その他の売上収益は、技術収入の増加により、前期を上回りました。

- ・ アストラゼネカ社からのベンラリズムブに関する売上ロイヤルティの増加に加え、ヒト型抗OX40モノクローナル抗体KHK4083の自己免疫疾患であるアトピー性皮膚炎等を対象とした共同開発・販売に関する契約をアムジェン社と締結したこと、抗LIGHTヒト型モノクローナル抗体に関する全ての適応症及び全世界での開発、製造及び販売の権利をアーヴィー ジェノミック メディシン社に許諾する契約を締結したことに伴い技術収入が増加しました。

② 研究開発

当社グループは、研究開発活動へ資源を継続的かつ積極的に投入しております。多様なモダリティを駆使して画期的新薬を生み出すプラットフォームを築く技術軸と、これまで培った疾患サイエンスを活かしつつ有効な治療法のない疾患に"only-one value drug"を提供し続ける疾患軸の両方を進化させ、競合優位性の高いパイプラインを構築し、Life-changingな価値をもつ新薬をグローバルに展開することを目指しております。

当期における当社グループの研究開発費の総額は577億円であり、主な後期開発品の各疾患領域における進捗は、次の通りであります。

■ 腎領域

RTA 402

- 1月に日本において常染色体優性多発性嚢胞腎を対象とした第Ⅲ相試験を開始しました。
- 7月に日本においてアルポート症候群を対象とした承認申請を行いました。

KHK7791

- 4月に日本において血液透析及び腹膜透析施行中の高リン血症を対象とした第Ⅲ相試験を開始しました。

■ がん領域

KW-0761（日本製品名：ポテリジオ、欧米製品名：Poteligeo）

- 6月に中国において菌状息肉腫及びセザリ－症候群を適応症とした承認申請を行いました。

KRN125（日本製品名：ジールスタ）

- 3月に日本において同種末梢血幹細胞移植のための造血幹細胞の末梢血中への動員を適応症とした承認事項一部変更承認申請を行いました。
- 8月に日本においてがん化学療法による発熱性好中球減少症の発症抑制を適応症とした自動投与デバイスの承認申請を行いました。
- 9月に日本において自家末梢血幹細胞移植のための造血幹細胞の末梢血中への動員を対象とした第Ⅱ相試験を開始しました。

事業報告

ME-401

- 6月に第Ⅱ相国際共同試験において、辺縁帯リンパ腫を対象とした追加群の試験を開始しました。
- 8月に再発又は難治性の濾胞性リンパ腫及び辺縁帯リンパ腫症例を対象としたリツキシマブとの併用療法の第Ⅲ相国際共同試験を開始しました。

■ 免疫・アレルギー疾患領域

KHK4083／AMG451

- 6月にアムジェン社とアトピー性皮膚炎等を対象とした共同開発・販売に関する契約を締結しました。

KHK4827（日本製品名：ルミセフ）

- 12月に日本において全身性強皮症を予定適応症とした承認事項一部変更承認申請を行いました。

■ その他

KRN23（日本製品名：グリースビータ、欧米製品名：Crysvita）

- 1月に欧州において腫瘍性骨軟化症を適応症とした生物学的製剤承認一部変更申請が受理されました（2020年12月申請）
- 1月に中国においてX染色体連鎖性低リン血症性くる病・骨軟化症を適応症として承認されました。
- 3月に中国において腫瘍性骨軟化症を適応症として承認されました。

AMG531（日本製品名：ロミプレート）

- 8月に韓国において免疫抑制療法に不応又は免疫抑制療法が適用とされない再生不良性貧血を適応症として承認されました。

(ご参考) 開発パイプライン

開発番号の◎は新規成分 → 2020年12月31日からの進捗

腎領域

(2021年12月31日現在)

開発番号 一般名 剤型	作用機序等	対象疾患	開発地域	開発段階					[自社or導入] 備考
				第Ⅰ相	第Ⅱ相	第Ⅲ相	申請	承認	
❄ KHK7580 Evocalcet 経口剤	カルシウム受容体 作動薬	二次性副甲状腺 機能亢進症	中国 アジア						[田辺三菱製薬(株)] 日本製品名：オルケディア
❄ ◎RTA 402 Bardoxolone Methyl 経口剤	Antioxidant Inflammation Modulator	アルポート症候群	日本						[Reata社]
		糖尿病性腎臓病	日本						
		常染色体優性 多発性嚢胞腎	日本						
🌿 KW-3357 Antithrombin Gamma 注射剤	遺伝子組換え ヒトアンチトロンビン	妊娠高血圧腎症	日本						[自社] 日本製品名：アコアラン
❄ KHK7791 Tenapanor 経口剤	NHE3阻害剤	透析中の慢性腎臓病 患者における 高リン血症	日本						[Ardelyx社]

🌿：抗体 🌿：たんぱく製剤 ❄：低分子化合物

用語解説

第Ⅰ相

同意を得た少数の健康な人等（試験により、患者さん）を対象に、副作用などの安全性について確認する。

第Ⅱ相

同意を得た少数の患者さんを対象に、有効で安全な投与量や投与方法などを確認する。

第Ⅲ相

同意を得た多数の患者さんを対象に、既存薬などと比較して新薬の有効性と安全性を確認する。

事業報告

がん領域

	開発番号 一般名 剤型	作用機序等	対象疾患	開発地域	開発段階					[自社or導入] 備考
					第Ⅰ相	第Ⅱ相	第Ⅲ相	申請	承認	
	KW-0761 Mogamulizumab 注射剤	ヒト化抗CCR4抗体	菌状肉腫および セザリ－症候群	スイス サウジアラビア 豪州						[自社] ポテリジェント抗体 日本製品名：ポテリジオ 欧米製品名：Poteligeo
				韓国						
				中国 カナダ フウェート						
	KRN125 Pegfilgrastim 注射剤	持続型顆粒球コロニー 形成刺激因子	同種末梢血幹細胞移植 のための造血幹細胞の 末梢血中への動員	日本						[Kirin-Amgen社] 日本製品名：ジールスタ
			自家末梢血幹細胞移植 のための造血幹細胞の 末梢血中への動員	日本						
			がん化学療法による発熱性好中球 減少症の発症抑制を適応症とした 自動投与デバイス	日本						
	◎KHK2455 経口剤	IDO1阻害剤	固形がん	北米						[自社] KW-0761との併用
			膀胱がん	北米						[自社] Avelumabとの併用
				欧州						
	◎ME-401 Zandelisib 経口剤	PI3K δ 阻害剤	濾胞性リンパ腫 / 辺縁帯リンパ腫	日本 北米 欧州 アジア オセアニア その他						[MEI Pharma社] Rituximabとの併用 2次治療以降
			濾胞性リンパ腫	北米 欧州						[MEI Pharma社] 3次治療以降
			辺縁帯リンパ腫	アジア オセアニア						
			低悪性度B細胞性 非ホジキンリンパ腫	日本						[MEI Pharma社] 3次治療以降
			B細胞悪性腫瘍	北米						[MEI Pharma社] 単剤、Rituximabとの併用 およびZanubrutinibとの併用

：抗体 ：たんぱく製剤 ：低分子化合物

免疫・アレルギー疾患領域

開発番号 一般名 剤型	作用機序等	対象疾患	開発地域	開発段階					[自社or導入] 備考
				第Ⅰ相	第Ⅱ相	第Ⅲ相	申請	承認	
	KHK4827 Brodalumab 注射剤	ヒト型抗IL-17受容体 A抗体	強直性脊椎炎	台湾 マレーシア					[Kirin-Amgen社] 日本製品名：ルミセフ
			強直性脊椎炎、X線 基準を満たさない 体軸性脊椎関節炎	タイ					
			全身性強皮症	日本					
			掌蹠膿疱症	日本					
	◎KHK4083/ AMG451 注射剤	ヒト型抗OX40抗体	アトピー性皮膚炎	日本 北米 欧州					[自社] ボテリジェント抗体 ヒト抗体産生技術を使用 Amgen社と共同開発契約を締結 (日本以外のテリトリー)

中枢神経領域

開発番号 一般名 剤型	作用機序等	対象疾患	開発地域	開発段階					[自社or導入] 備考
				第Ⅰ相	第Ⅱ相	第Ⅲ相	申請	承認	
	KW-6002 Istradefylline 経口剤	アデノシンA _{2A} 受容体拮抗剤	パーキンソン病	欧州					[自社] 日本製品名：ノウリアスト 米国製品名：Nourianz
	◎KW-6356 経口剤	アデノシンA _{2A} 受容体拮抗剤/ 逆作動剤	パーキンソン病	日本					[自社]
	◎KHK6640 注射剤	抗アミロイドβ ペプチド抗体	アルツハイマー型 認知症	日本 欧州					[イムナス・ファーマ(株)]

：抗体 ：たんぱく製剤 ：低分子化合物

事業報告

その他

開発番号 一般名 剤型	作用機序等	対象疾患	開発地域	開発段階					[自社or導入] 備考
				第Ⅰ相	第Ⅱ相	第Ⅲ相	申請	承認	
	KRN23 Burosumab 注射剤	ヒト型抗FGF23抗体	中国 バーレーン サウジアラビア シンガポール 豪州						[自社] ヒト抗体産生技術を使用 欧米においてUltragenyx社 と共同開発 日本製品名：クリスピータ 欧米製品名：Crysvita
			タイ マレーシア						
		腫瘍性骨軟化症	イスラエル						
			カナダ						
			中国						
			欧州						
	AMG531 Romiplostim 注射剤	トロンボポエチン 受容体作動薬	免疫抑制療法に不応又は 免疫抑制療法が適用と ならない再生不良性貧血	韓国					[Kirin-Amgen社] 日本製品名：ロミプレート
			既存治療に抵抗性の 成人の再生不良性貧血	マレーシア シンガポール					
			他の治療法に抵抗性の成人の慢性 免疫性血小板減少症/既存治療 に抵抗性の成人の再生不良性貧血	タイ					
			免疫性血小板減少症	中国					
			免疫抑制療法未治療の 再生不良性貧血	日本 アジア			第Ⅱ/ 第Ⅲ相		
	KW-3357 Antithrombin Gamma 注射剤	遺伝子組換え ヒトアンチトロンビン	先天性アンチトロンビン欠乏に基づく 血栓形成傾向、アンチトロンビン低下 を伴う播種性血管内凝固症候群	欧州					[自社] 日本製品名：アコアラン
	KHK4951		滲出型加齢黄斑変性	日本					[自社]

Y：抗体 G：たんぱく製剤 S：低分子化合物

(2) 財産及び損益の状況

国際会計基準 (IFRS)		第96期 (2018年1月1日から 2018年12月31日まで)	第97期 (2019年1月1日から 2019年12月31日まで)	第98期 (2020年1月1日から 2020年12月31日まで)	第99期 (2021年1月1日から 2021年12月31日まで)
売上収益	(単位：億円)	2,715	3,058	3,184	3,522
コア営業利益	(単位：億円)	503	594	600	657
親会社の所有者に 帰属する当期利益	(単位：億円)	544	671	470	523
基本的1株当たり 当期利益	(単位：円)	99.40	124.57	87.56	97.43
資産合計	(単位：億円)	7,420	7,845	8,013	9,219
資本合計	(単位：億円)	6,496	6,782	6,984	7,372

(注) 当社は、当社の連結子会社であった協和発酵バイオ株式会社の株式の95%を、キリンホールディングス株式会社へ2019年4月24日に譲渡しております。これに伴い、第97期より、バイオケミカル事業を非継続事業に分類いたしました。そのため、第96期の売上収益及びコア営業利益につきましては組み替えて表示しております。

(3) 設備投資の状況

当期において実施しました当社グループの設備投資の総額は91億円であります。当期中に完成した主要設備及び当期末現在において計画中の主要設備の状況は、次の通りであります。

① 当期中に完成した主要設備

該当事項はありません。

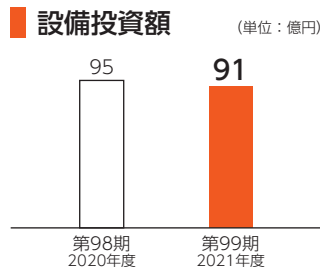
② 当期末現在において計画中の主要設備

2020年に着工し2021年も建設中の設備です。

会社・事業所名	設備投資の内容
当社高崎工場	品質棟建設



当社高崎工場・品質棟完成予想図



(4) 資金調達の状況

当期における当社グループの資金調達について、特記すべき事項はありません。

(5) 対処すべき課題

経営方針、対処すべき課題等

文中の将来に関する事項は、当期末（2021年12月31日現在）において当社グループが判断したものであります。

① 経営の基本方針

協和キリングroupは、経営理念「ライフサイエンスとテクノロジーの進歩を追求し、新しい価値の創造により、世界の人々の健康と豊かさに貢献します。」を掲げております。

この経営理念に謳う「新しい価値」を社会と共有できる価値（CSV：Creating Shared Value）と捉え、当社グループは、社会課題への取り組みによる「社会的価値の創造」と「経済的価値の創造」の両立により、企業価値向上を実現するCSV経営を実践しています。

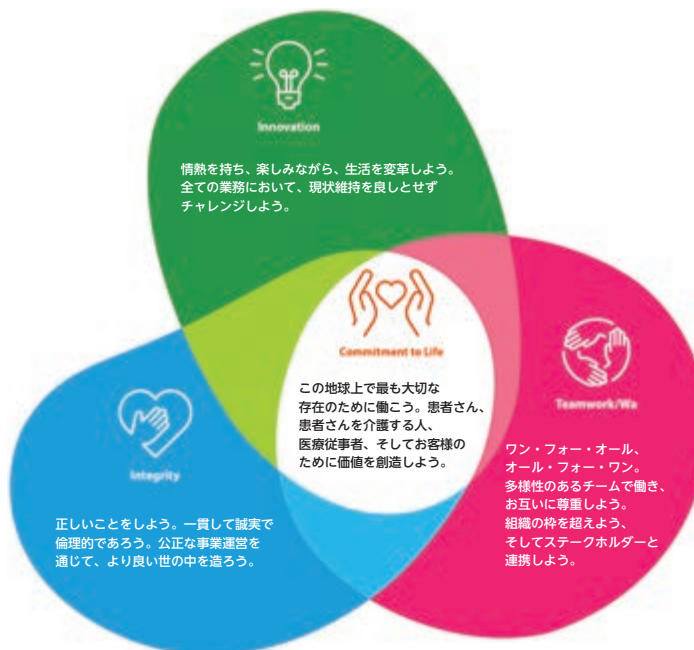
また、協和キリングroupで働く全ての人々が、行動の拠り所となる考え方や姿勢を示す中心概念の“Commitment to Life”と3つのキーワードで構成される価値観を、全員で共有、実践することで、社会から信頼される企業グループであり続けることを目指しています。

経営理念

協和キリングroupは、ライフサイエンスとテクノロジーの進歩を追求し、新しい価値の創造により、世界の人々の健康と豊かさに貢献します。

価値観

協和キリングroupの役員および従業員一人ひとりの行動の拠り所となる考え方や姿勢です。
中心概念の“Commitment to Life”と3つのキーワードで構成されます。



事業報告

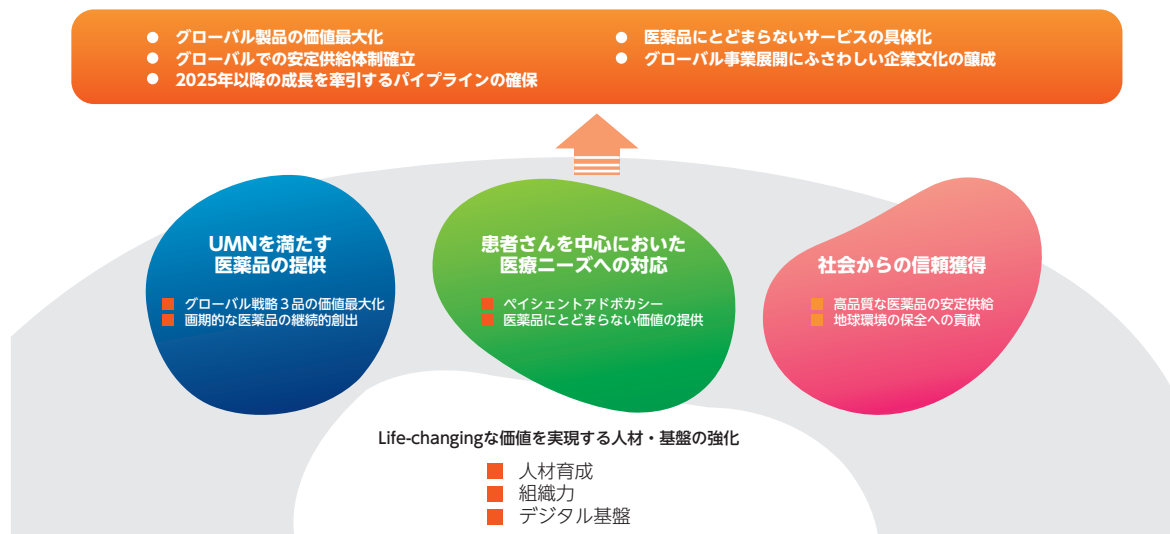
② 対処すべき課題

企業を取り巻く事業環境は、常に変化し続けています。近年の製薬業界を取り巻く環境は、薬剤費抑制策の推進、後発品の使用促進等による医薬品への支出の減少、新薬開発におけるコストの増加とプロセスの複雑化など、厳しい変化がある一方で、新薬の優先審査制度の登場等のイノベーションを評価する制度の拡充や、科学技術の進歩により革新的な治療を可能にする新たな創薬手法の開発を後押しする動きもあります。また、アンメットメディカルニーズに対する画期的な医薬品は、依然として世界中で待ち望まれております。更には、デジタル技術の進展と浸透、顧客との接点の多様化等、社会全体の環境が大きく変化する中で、新しい医療ニーズも生まれています。

このような環境の中、当社は、Crysvita（日本製品名：クリスビータ）、Poteligeo（日本製品名：ポテリジオ）、Nourianz（日本製品名：ノウリアスト）のグローバル戦略品3品の価値最大化と同時に、次世代グローバル戦略品であるKHK4083、ME-401（一般名：zandelisib）、KW-6356の開発を推進しました。また、KHK7791（一般名：tenapanor）、RTA 402（一般名：bardoxolone methyl）などの国内市場向けの新薬開発も進め、画期的な医薬品の継続的創出に向けた戦略を実行しています。

2021年2月に、5か年の中期経営計画と合わせて公表した、2030年に向けたビジョン及びその達成に向けた戦略に沿って、日本発のグローバル・スペシャリティファーマとして成長を実現してまいります。

<2021－2025年中期経営計画>



【アンメットメディカルニーズを満たす医薬品の提供】

グローバル戦略品の価値最大化に向けては、欧米を中心とした市場浸透施策やアジアを含む事業地域の拡大を進めてまいります。引き続きグローバルレベルで各部門や関係会社間の密接な連携を可能にする体制を強化し、KYOWA KIRINブランドの新薬を、世界の患者さんにお届けしてまいります。

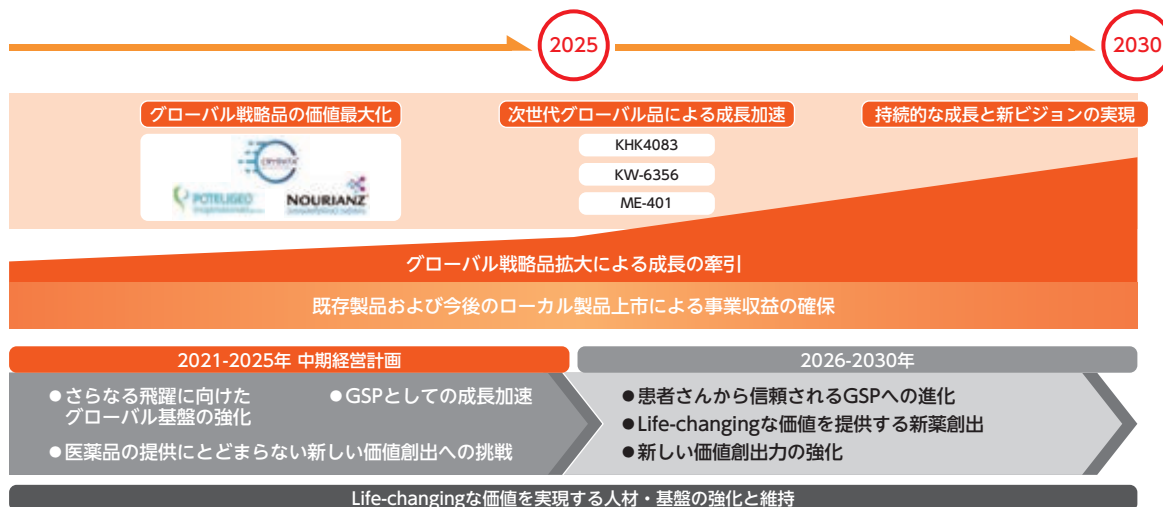
一方、研究開発では、今まで培った技術に関する蓄積と疾患に関する知見を融合することにより、新たな医療価値の創造と創業の更なるスピードアップを目指してまいります。技術軸では、次世代の抗体技術など、様々なモダリティ^{*1}を活用したプラットフォームを着実に築きます。また、疾患軸では、これまで蓄えた疾患サイエンスの知見と技術との融合により、アンメットメディカルニーズを満たす、Life-changingな価値^{*2}創出への挑戦を続けてまいります。自社での研究に加え、オープンイノベーションを積極的に活用した創薬技術や新規標的の獲得を行うことで、イノベーションの創出を加速させます。2021年はアカデミア・スタートアップ等との複数の共同研究の継続と、VCファンド出資を介した情報への早期アクセスを融合した、オープンイノベーション活動を強化しており、引き続きLife-changingな価値の創出を目指してまいります。

^{*1} モダリティ：

構想した治療コンセプトを実現するための創薬技術（方法・手段）の分類を指します。

^{*2} Life-changingな価値：

病気と向き合う人々の満たされていない医療ニーズを見出し、その課題を解決するための新たな薬やサービスを創造し、提供することで、患者さんが「生活が劇的に良くなった」と感じ笑顔になること。



【患者さんを中心においた医療ニーズへの対応】

病気と向き合う人々に笑顔をもたらすために「ペイシェントアドボカシー^{*3}」活動をグローバルで連携して進めることで、患者さんを中心においた医療ニーズへの対応を実現します。疾患啓発活動や患者さん支援ツールの提供などを通じて、未充足の医療ニーズの解決に取り組みます。具体的な取り組みとして、日本腎臓病協会と協力し、腎臓病の克服を目指すDIAMOND Projectでの疾患啓発活動や、FGF23関連低リン血症性くる病・骨軟化症患者さん向けの「くるこつ広場」など、疾患情報サイトの充実等により、患者さんや医療従事者の方々が解決すべきと感じている課題や医療ニーズを収集し、病気と向き合う人々に笑顔をもたらすための活動を強化してまいります。

更には、患者さんに笑顔を届けるために、より長期的な視点で、医薬品にとどまらない価値の創出にも取り組みます。当社の強みを生かせる領域で、蓄積されたデータ活用や、患者さんへの理解を深めることで、自社医薬品回りの課題解決に取り組むと共に、キリンググループが取り組むヘルスサイエンスとの接点を生かし、患者さんのQOL向上に向けた新たな価値創造にも取り組んでいきます。

^{*3} ペイシェントアドボカシー：

患者コミュニティ及び医師コミュニティとの対話と連携により、社会の疾患に関する正しい理解を促進する。更に、当社事業のバリューチェーン全体を通じて未充足の医療ニーズの解決に取り組み、病気と向き合う人々に笑顔をもたらす活動。

【社会からの信頼獲得】

当社は、医薬品という高い品質が求められる製品をグローバルに安定的に供給するために、強固な生産体制を確立すると共に、品質保証体制及びサプライチェーンマネジメントの強化に努め、自社や委託先での生産による安定供給体制の課題についても適切に対処してまいります。

また、世界規模の気候変動に対し、当社は「キリンググループ環境ビジョン2050」と連携し、設備投資を含む継続的な省エネの推進、再生可能エネルギーの導入・拡大、化石燃料から電力へのエネルギー転換などにより、バリューチェーン全体の温室効果ガス排出量ネットゼロを目指し、地球環境の保全に努めることで、社会からの信頼を獲得してまいります。

2021年においては、「気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）」による提言への賛同を表明^{*4}いたしました。本提言を踏まえ、気候変動に関連するリスクと機会の管理や評価を行い、適切な情報開示を行ってまいります。

また、昨年はコーポレートガバナンス・ポリシーを改訂すると共にプライム市場への選択申請を行い受理されました。引き続きガバナンスの強化に取り組んでまいります。

^{*4} 提言への賛同を表明：

当社ウェブサイト <https://www.kyowakirin.co.jp/csr/environment/tcfd/index.html>

【Life-changingな価値を実現する人材・基盤の強化】

グローバルにビジネスを展開する中で、機能強化の必要性を認識しており、早期にグローバルな事業基盤を確立し、製品価値の最大化・開発パイプラインの充実など持続的な成長を実現できる体制を整えます。

具体的には、既に着手しているリスクマネジメントの強化に加え、グローバル・スペシャリティファーマとしての成長に必要なデジタル基盤や人材への積極的な投資など、グローバルでの機能強化にも取り組んでまいります。また、多様な個性を持つ人材がワンチームとなり、力を最大限発揮できる環境を造るべく、企業文化改革の取り組みも進め、Life-changingな価値の創出へとつなげてまいります。

(6) 主要な事業内容 (2021年12月31日現在)

医療用医薬品の研究・開発・製造・販売及び輸出入等

(ご参考) 主要製品

種 別		主 な 品 名
医療用医薬品	腎領域	ネस्प (Nesp)、ダルベポエチン アルファ注シリンジ「KKF」、レグパラ (Regpara)、オルケディア、オングリザ
	がん領域	ジーラスタ、ポテリジオ (Poteligeo)、リツキシマブBS「KHK」、Abstral、Gran
	免疫・アレルギー疾患領域	アレロック、パタノール、ドボベツト
	中枢神経領域	ノウリアスト (Nourianz)
	その他	クリースビータ (Crysvita)

(注) 英語表記は海外での製品名です。

(7) 主要な営業所及び工場 (2021年12月31日現在)

① 当社

本店	東京都千代田区大手町一丁目9番2号
営業拠点	札幌支店、東北支店 (仙台市)、東京支店、千葉埼玉支店 (東京都)、北関東甲信越支店 (東京都)、横浜支店 (東京都)、名古屋支店、大阪支店、京滋北陸支店 (大阪市)、中国四国支店 (広島市)、九州支店 (福岡市)
生産拠点	高崎工場、宇部工場
研究拠点	バイオ生産技術研究所 (高崎市)、東京リサーチパーク、富士リサーチパーク (静岡県駿東郡長泉町)、CMC研究センター (静岡県駿東郡長泉町)

(注) 拠点名等に所在地を示す都市名が付される場合には、所在地を記載しておりません。

事業報告

②主要な子会社（2021年12月31日現在）

① 協和キリンフロンティア株式会社	本社：東京都千代田区
② 協和キリンプラス株式会社	本社：東京都中野区
③ Kyowa Kirin USA Holdings, Inc.	アメリカ
④ Kyowa Kirin, Inc.	アメリカ
⑤ BioWa, Inc.	アメリカ
⑥ Kyowa Kirin Canada, Inc.	カナダ

⑦ Kyowa Kirin International plc	イギリス
⑧ Kyowa Kirin Asia Pacific Pte. Ltd.	シンガポール
⑨ 協和麒麟（中国）製薬有限公司	中国
⑩ 韓国協和キリン株式会社	韓国
⑪ 台灣協和麒麟股份有限公司	台湾



(8) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社はキリンホールディングス株式会社であり、同社は当社の株式を288,819千株（持株比率53.49%、自己株式を控除すると持株比率53.75%）保有しております。

② 親会社との間の取引に関する事項

(ア) 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

親会社との資金貸付の取引については、当社独自の運用方針に従い、貸付金の利率は、貸出期間に応じた市場金利を勘案の上、合理的な判断に基づき決定しております。

(イ) 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての当社の取締役会の判断及びその理由

上記の取引は、当社が社内規程に基づき、親会社から独立して最終的な意思決定を行っており、当社の利益を害することはないと当社の取締役会は判断しております。

(ウ) 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

(エ) 当社は、親会社であるキリンホールディングス株式会社との間で2007年10月22日付「統合契約書」を締結しております。当該契約において、当社は、キリンホールディングス株式会社のグループ運営の基本方針を尊重しつつ、自主性・機動性を発揮した自律的な企業活動を行うと共に、引き続き上場会社としての経営の独立性を確保し、株主全体の利益最大化及び企業価値の持続的拡大をはかることを合意しております。

③ 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の持株比率	主要な事業内容
Kyowa Kirin USA Holdings, Inc.	76,300千米ドル	100%	傘下子会社の統括・管理業務
Kyowa Kirin, Inc.	0千米ドル	100%	医療用医薬品の研究開発、販売
Kyowa Kirin International plc	13,849千ポンド	100%	傘下子会社の統括・管理業務
Kyowa Kirin Asia Pacific Pte. Ltd.	123,045千シンガポール ドル	100%	傘下子会社の統括・管理業務 医療用医薬品の販売

(注) 1. 当社の持株比率は、間接保有も含めた持株比率を記載しております。

2. 特定完全子会社に該当する会社はありません。

(9) 従業員の状況 (2021年12月31日現在)

従業員数	前期末比増減
5,752名	329名増

(注) 従業員数は、就業人員数（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、執行役員、臨時従業員（再雇用社員、契約社員、パートタイマー等の非正規社員）は除いております。

(10) 主要な借入先 (2021年12月31日現在)

該当事項はありません。

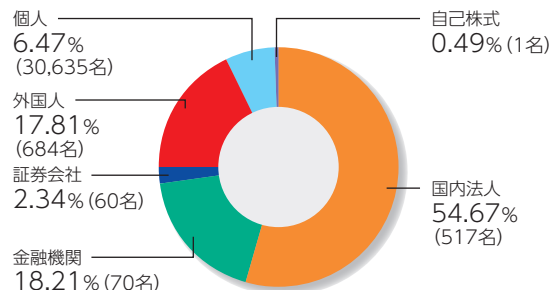
2 会社の株式に関する事項 (2021年12月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 987,900,000株

(2) 発行済株式の総数 540,000,000株

(3) 株主数 31,967名 (前事業年度末比1,021名増)

所有者別株式分布状況



(4) 大株主

株主名	持株数 千株	持株比率 %
麒麟ホールディングス株式会社	288,819	53.75
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	56,174	10.45
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	20,312	3.78
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 5 0 5 2 2 3	7,639	1.42
SMBC日興証券株式会社	5,363	1.00
株式会社日本カストディ銀行 (証券投資信託口)	4,954	0.92
ステート ストリート バンク ウェスト クライアント トリーティー 5 0 5 2 3 4	4,894	0.91
ジェーピー モルガン チェース バンク 3 8 5 7 8 0	4,041	0.75
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 5 0 5 1 0 3	3,457	0.64
ジェーピー モルガン チェース バンク 3 8 5 7 8 1	3,317	0.62

(注)

持株比率は自己株式 (2,671,817株) を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

役員区分	株式報酬の種類別交付株数（株）		交付対象者数 （人）
	譲渡制限付株式報酬	業績連動型株式報酬	
取締役 （社外取締役を除く。）	20,364	－	3
社外取締役	－	－	－
監査役	－	－	－

（注） 1. 自己株式の処分により、取締役に株式を交付しました。
2. 上記のほか、自己株式の処分により、執行役員（取締役である者を除く。）に対して、譲渡制限付株式報酬 制度に基づき41,597株を譲渡制限付株式として交付しました。

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における新株予約権の状況

取締役、その他の役員の保有する新株予約権の区分別合計

区分	払込金額	行使価額	行使期間	個数	保有者数	注釈
取締役	無償	1株当たり1円	2014年3月22日から 2034年3月20日まで	5個	1名	1
	無償	1株当たり1円	2015年3月22日から 2035年3月20日まで	5個	1名	
	無償	1株当たり1円	2016年3月26日から 2036年3月24日まで	4個	1名	
	無償	1株当たり1円	2020年3月25日から 2023年3月23日まで	69個	1名	2
	無償	1株当たり1円	2021年3月27日から 2024年3月25日まで	62個	1名	
	無償	1株当たり1円	2022年3月23日から 2025年3月21日まで	286個	3名	

（注） 1. 新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権1個につき1,000株であります。
2. 新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権1個につき100株であります。
3. 非業務執行取締役及び監査役については、該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2021年12月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
※ 代表取締役社長	宮 本 昌 志	指名・報酬諮問委員会委員
※ 代表取締役副社長	大 澤 豊	品質マネジメント部、薬事部、ファーマコビジランス本部担当 指名・報酬諮問委員会委員
※ 取締役副社長	三 箇 山 俊 文	海外事業統轄 指名・報酬諮問委員会委員
取締役	横 田 乃 里 也	キリンホールディングス株式会社取締役常務執行役員
取締役	森 田 朗	取締役会議長 指名・報酬諮問委員会委員 東京大学名誉教授 東京大学経営協議会学外委員 一般社団法人日本ユーザビリティ医療情報化推進協議会代表理事 一般社団法人次世代基盤政策研究所代表理事
取締役	芳 賀 裕 子 (戸籍名：林裕子)	指名・報酬諮問委員会委員 芳賀経営コンサルティング事務所代表 名古屋商科大学大学院NUCBビジネススクール教授 ミネベアミツミ株式会社社外取締役
取締役	新 井 純	指名・報酬諮問委員会委員長 三井住友DSアセットマネジメント株式会社社外取締役 株式会社良品計画社外監査役
取締役	小 山 田 隆	指名・報酬諮問委員会委員 株式会社三菱UFJ銀行特別顧問 三菱総研DCS株式会社社外取締役 三菱電機株式会社社外取締役 株式会社三越伊勢丹ホールディングス社外取締役
常勤監査役	小 松 浩	
常勤監査役	上 野 正 樹	
監査役	井 上 雄 二	指名・報酬諮問委員会委員
監査役	桑 田 啓 二	キリンホールディングス株式会社常勤監査役
監査役	谷 津 朋 美	指名・報酬諮問委員会委員 TMI総合法律事務所パートナー弁護士、公認会計士 SMBC日興証券株式会社社外取締役 株式会社クラレ社外監査役

- (注) 1. 上記※の取締役は、執行役員を兼務しております。
2. 取締役森田朗、芳賀裕子、新井純及び小山田隆は、社外取締役であります。
3. 常勤監査役上野正樹、監査役井上雄二及び谷津朋美は、社外監査役であります。

事業報告

4. 当社は、取締役森田朗、芳賀裕子、新井純及び小山田隆、監査役井上雄二及び谷津朋美を株式会社東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。
5. 常勤監査役小松浩、監査役井上雄二は、事業会社において経理・財務部門を担当してきた経験があり、監査役谷津朋美は公認会計士であり、各氏とも財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当事業年度中における退任取締役及び監査役は、次の通りであります。

当社における地位	氏名	退任日及び退任事由
社外取締役	瓜 生 健 太 郎	2021年3月24日付で任期満了により退任
社外監査役	新 井 純	2021年3月24日付で任期満了により退任

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役横田乃里也、森田朗、芳賀裕子、新井純、小山田隆及び、常勤監査役小松浩及び上野正樹、監査役井上雄二、桑田啓二及び谷津朋美との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、5百万円又は同法第425条第1項が定める最低責任限度額とのいずれか高い額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、当社及び当社の子会社の取締役、監査役及び執行役員等を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料については当社及び当社の子会社が全額負担をしております。当該保険契約は、被保険者が業務について行った行為に起因して損害賠償責任を負った場合における損害賠償金及び訴訟費用等を填補するものです。ただし、被保険者による犯罪行為又は詐欺行為等に起因する損害を除くなどの一定の免責事由を定めているほか、免責金額の定めなども設けており、当該免責金額に至らない損害については填補の対象外としております。

(4) 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、2021年2月18日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該決定方針は、指名・報酬諮問委員会での審議を経て、答申を受けた議案に基づくものであります。

また、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は、指名・報酬諮問委員会が、当該決定方針に沿うものであることを確認して答申しており、取締役会は指名・報酬諮問委員会からの答申を尊重して、当該報酬等の内容が当該決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、当事業年度に係る監査役の個人別の報酬等は、指名・報酬諮問委員会での審議を参考に、監査役の協議により決定しております。

取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は以下の通りであります。

(ア) 基本方針

当社の取締役及び監査役の報酬は、当社の更なる持続的な成長及び企業価値の増大に貢献する意識を高め、グローバル・スペシャリティファーマにふさわしい人材を確保できる内容であること、取締役及び監査役各自がその職務執行を通じて当社への貢献を生み出す動機付けとなるものであること、並びに客観的な視点を取り入れ、透明性のある適切なプロセスを経て決定されるものであることを基本としております。

この基本方針の実現のため、役員報酬に関する調査や審議は、社外役員が過半数を占め、かつ社外取締役が委員長である指名・報酬諮問委員会を実施しております。

(イ) 報酬の構成

当社の業務執行取締役の報酬は、固定報酬である基本報酬、短期インセンティブ報酬としての業績連動型年次賞与及び中長期インセンティブとしての株式報酬の3つで構成しております。非業務執行取締役及び監査役については、客観的かつ独立した立場から経営に対する監督機能を十分に働かせるため基本報酬のみの固定報酬又は無報酬としております。

(ウ) 基本報酬

基本報酬は、各役員の役位又は職責を踏まえた月例の固定報酬としており、企業規模を考慮し、外部調査機関の役員報酬調査データを用いて、当社と関連する業種に属する他社の報酬水準又は報酬構成等の客観的な比較検証も行った上で、指名・報酬諮問委員会の審議を経て決定しております。なお、監査役については、外部調査機関の役員報酬調査データを用いた指名・報酬諮問委員会での審議を参考に、監査役の協議により決定しております。

(エ) 業績連動型年次賞与

業績連動型年次賞与は、業務執行取締役の事業年度ごとの業績向上への貢献意欲を高めるために、業績に応じて変動する現金報酬としており、事業年度ごとに設定した業績評価指標の目標値に対する達成度に応じて算出した額を、毎年一定の時期（通常は4月）に業務執行取締役に支給しております。業績連動型年次賞与の業績評価指標、目標値及び目標値の達成度に応じて算出する支給額は、指名・報酬諮問委員会の審議を経て決定しております。

当事業年度の業績指標には、株主の皆様との価値共有と当社の持続的な企業価値向上のため、成長性の観点から売上収益を、収益性の観点から当期利益を設定しております。それぞれ本決算発表時の2021年業績予測値を目標値とし、その達成度に応じて支給率を決定しております。また、コンプライアンス担当の取締役にのみ非財務の評価部分を加えております。各財務指標の目標と実績は以下の通りであります。

業績連動型年次賞与に係る財務指標の目標と実績		
財務指標	目標値（2021年2月4日公表）	実績値
売上収益	3,510億円	3,522億円
当期利益	500億円	523億円

事業報告

(オ) 株式報酬

株式報酬は、譲渡制限付株式報酬制度及び業績連動型株式報酬制度（パフォーマンス・シェア・ユニット）の2つより構成しております。

譲渡制限付株式報酬制度は業務執行取締役が株価変動のメリット及びリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的とするもので、取締役会決議により、毎年一定の時期（通常は4月）に業務執行取締役に譲渡制限期間が付いた株式を割り当てるものであります。譲渡制限期間は3年間としております。

業績連動型株式報酬制度（パフォーマンス・シェア・ユニット）は、業務執行取締役の報酬と会社業績及び当社の株式価値との連動性をより明確化することにより、中期経営計画の達成及び企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると共に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とするもので、連続する3事業年度を業績評価期間として、業績目標の達成度合いに応じて増減するものであります。業績評価期間開始時に「基準となる交付株式数」を取締役会決議により決定し、3事業年度の業績評価期間終了後に、「基準となる交付株式数」に業績目標達成度を0%から150%の範囲で乗じ、その約半分を株式、残りを現金として、毎年一定の時期（通常は4月）に業務執行取締役に交付及び支給する設計であります。業績評価指標には、中期経営計画上の指標であるROE、売上収益年平均成長率及びコア営業利益率を用いており、それぞれの達成度に応じて業績目標達成度が算定されます。

2021-2025年 中期経営計画の財務指標（計数ガイダンス）	
ROE	10%以上（早期達成／中長期的に維持向上）
売上収益成長率	CAGR10%以上（2020年度を基準年度とした5か年の平均成長率）
研究開発費率	18～20%を目処に積極投資
コア営業利益率	25%以上（2025年度）
配当性向	40%を目処に継続増配（コアEPSに対する配当性向）

(カ) 報酬の構成割合

取締役の基本報酬・業務執行取締役の業績連動型年次賞与・株式報酬ごとの割合は、企業規模を考慮し、外部調査機関の役員報酬調査データを用いて、当社と関連する業種に属する他社の報酬水準又は報酬構成等の客観的な比較検証を行った上で、役位を踏まえて指名・報酬諮問委員会で審議し、取締役会にて決定しております。

なお、業務執行取締役の報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬：業績連動型年次賞与：株式報酬＝1：0.4～0.5程度：0.6～0.8程度としております（業績目標を100%達成した場合、固定報酬：変動報酬の比率は1：1～1.2程度となります）。

(キ) 報酬決定手続き

取締役の基本報酬及び業績連動型年次賞与の役位別の報酬テーブル等は、社外役員が過半数を占め、かつ社外取締役が委員長である指名・報酬諮問委員会の審議・答申を踏まえて、取締役会が決定しております。その

上で取締役の個人別の基本報酬及び業績連動型年次賞与等の支給額は、効率的な取締役会運営を実現するために取締役会からの一任を受けた代表取締役社長 宮本昌志が、株主総会で決議された報酬限度額内に指名・報酬諮問委員会の審議の通り決定しております。なお、株式報酬の個人別の割当及び交付は、指名・報酬諮問委員会の審議・答申を踏まえて、取締役会で決定するものとしております。また、業務執行取締役の報酬について、不法行為又は法令違反等があった場合は、指名・報酬諮問委員会における審議により、報酬の返還を求めることができるものとしております（後記(コ)のクローバック条項）。

監査役の個人別の報酬等は、外部調査機関の役員報酬調査データを用いた指名・報酬諮問委員会での審議を参考に、監査役の協議の上、株主総会で決議された報酬限度額内で決定しております。

(フ) 株主総会における報酬等の決議内容

取締役に対する基本報酬と業績連動型年次賞与を含む金銭報酬枠は2021年3月24日開催の第98回定時株主総会において、年額6億円以内（うち社外取締役は1億円以内）として承認されております。当該定時株主総会終結時点の対象取締役の員数は7名（うち社外取締役4名）です。また別枠として2020年3月19日開催の第97回定時株主総会において、譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権枠の総額を年額1億5千5百万円以内とすること、2021年3月24日開催の第98回定時株主総会において、業績連動型株式報酬制度（パフォーマンス・シェア・ユニット）に係る報酬額を各対象期間につき3億円以内、割当てる当社株式の総数を各対象期間につき20万株以内とすることが承認されております。第97回、第98回定時株主総会終結時点の対象取締役の員数はそれぞれ3名です。

なお、監査役報酬は2008年2月29日開催の臨時株主総会において月額9百万円を上限として承認されております。当該臨時株主総会終結時点の対象監査役の員数は5名です。

(ケ) 指名・報酬諮問委員会及び取締役会の活動内容

- ・当社の役員報酬及びその基本方針は、社外役員が過半数を占め、かつ社外取締役が委員長である指名・報酬諮問委員会にて審議しております。
- ・当年度末時点の指名・報酬諮問委員会は社内取締役3名、独立役員6名で構成しております。
- ・当事業年度は、計14回の指名・報酬諮問委員会を開催しております。取締役・執行役員及びグローバルの主要ポジションを対象とし、業績連動賞与の算定基準、役員報酬水準の検証、長期インセンティブ等について審議しております。

(コ) クローバック条項

- ・当社では、業務執行取締役及び執行役員の報酬について、不法行為又は法令違反等があった場合は、指名・報酬諮問委員会における審議により、報酬の返還を求めることができるクローバック条項を設定しております。

事業報告

① 当該事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動型 年次賞与 (注2)	譲渡制限付 株式報酬 (注2)	業績連動型 株式報酬 (注2)	
取締役 (社外取締役を除く。)	331	181	66	64	19	3
監査役 (社外監査役を除く。)	29	29	—	—	—	1
社外取締役	62	62	—	—	—	5
社外監査役	60	60	—	—	—	4

- (注) 1. 上記には前年の定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役1名及び社外監査役1名を含んでおります。
2. 業績連動型年次賞与の額、譲渡制限付株式報酬及び業績連動型株式報酬による報酬額は、いずれも当事業年度に費用計上した額であります。業績連動型株式報酬については、業績評価期間経過後に金銭報酬と非金銭報酬でそれぞれ支給・交付いたします。
3. 当事業年度に業務執行取締役に交付した譲渡制限付株式は20,364株（1株当たりの払込価格は2021年3月23日の終値である3,145円）であります。
4. 上記には無報酬の取締役1名及び監査役1名を含めておりません。

② 役員ごとの連結報酬等の総額等

氏名 (役員区分)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				連結報酬等の 総額 (百万円)
	基本報酬	業績連動型 年次賞与	譲渡制限付 株式報酬	業績連動型 株式報酬	
宮 本 昌 志 (代表取締役社長)	83	31	30	11	155

- (注) 1. 基本報酬、業績連動型年次賞与、譲渡制限付株式報酬、業績連動型株式報酬については、「①. 当該事業年度に係る報酬等の総額」の(注2)、に同じです。
2. 連結報酬等の総額が、1億円以上である者に限定して記載しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	兼職先	役職
社外取締役	森 田 朗	東京大学 一般社団法人日本ユーザビリティ医療情報推進協議会 一般社団法人次世代基盤政策研究所	名誉教授、経営協議会学外委員 代表理事 代表理事
社外取締役	芳 賀 裕 子	芳賀経営コンサルティング事務所 名古屋商科大学大学院NUCBビジネススクール ミネベアミツミ株式会社	代表 教授 社外取締役
社外取締役	新 井 純	三井住友DSアセットマネジメント株式会社 株式会社良品計画	社外取締役 社外監査役
社外取締役	小山田 隆	株式会社三菱東京UFJ銀行 三菱総研DCS株式会社 三菱電機株式会社 株式会社三越伊勢丹ホールディングス	特別顧問 社外取締役 社外取締役 社外取締役
社外監査役	谷 津 朋 美	TMI総合法律事務所 SMBC日興証券株式会社 株式会社クラレ	パートナー弁護士、公認会計士 社外取締役 社外監査役

(注) 上記の重要な兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

事業報告

② 当事業年度における主な活動状況 (ア) 社外取締役

氏名	出席状況、発言状況及び期待される役割に対して行った職務の概要
森 田 朗	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに議長として出席いたしました。行政学の研究者として培われた学識経験と幅広い知見、政府や地方自治体の審議会委員等を歴任してきた経験に基づく経営の監督と経営全般への助言など、期待される役割、責務を十分に発揮しております。 当事業年度に開催された指名・報酬諮問委員会14回の全てに出席し、客観的・中立的立場で役員の人事・報酬の審議等に携わり、当社のコーポレートガバナンスの向上に大いに寄与されてきました。
芳 賀 裕 子	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席いたしました。経営コンサルタントとして幅広く活躍し、その医療、介護、ヘルスケアの分野における豊富な経験と、企業戦略の研究者としての見識に基づく経営の監督と経営全般への助言など、期待される役割、責務を十分に発揮しております。 当事業年度に開催された指名・報酬諮問委員会14回の全てに出席し、客観的・中立的立場で役員の人事・報酬の審議等では適宜必要な発言を行いました。また、当社の社外取締役として投資家との直接対話を実施する等、当社のコーポレートガバナンスの向上に大いに寄与されてきました。
新 井 純	2021年3月24日就任以降開催された取締役会9回の全てに出席いたしました。財務・会計等の専門的見地だけでなく経営者としての幅広い経験に基づく経営の監督と経営全般への助言など、期待される役割、責務を十分に発揮しております。また、社外取締役就任以前は社外監査役として、開催された4回の取締役会全てに出席いたしました。 2021年3月24日就任以降開催された指名・報酬諮問委員会10回の全てに出席いたしました。委員長として客観的・中立的立場で役員の人事・報酬の審議等に携わり、また、当社の社外取締役として、投資家との直接対話を実施し、当社のコーポレートガバナンスの向上に大いに寄与されてきました。また、社外取締役就任以前は社外監査役として、開催された監査役会3回の全てに出席いたしました。
小山田 隆	2021年3月24日就任以降開催された取締役会9回の全てに出席いたしました。金融業界の専門的見地だけでなく経営者としての経験に基づく経営の監督と経営全般への助言など、期待される役割、責務を十分に発揮しております。 2021年3月24日就任以降開催された指名・報酬諮問委員会10回の全てに出席し、客観的・中立的立場で役員の人事・報酬の審議等に携わり、当社のコーポレートガバナンスの向上に大いに寄与されてきました。

(イ) 社外監査役

氏名	出席状況及び発言状況
上 野 正 樹	当事業年度に開催された取締役会13回及び監査役会13回の全てに出席いたしました。企業法務の専門的見地だけでなく経営企画での経験に基づき、経営の監督と経営全般への助言及び財務・経理部門、内部監査部門への助言・指導、会計監査人との協議・意見交換など社外監査役に求められる役割、責務を十分に発揮しております。
井 上 雄 二	当事業年度に開催された取締役会13回及び監査役会13回の全てに出席いたしました。財務・会計等の専門的見地だけでなく経営者としての幅広い経験に基づき、経営の監督と経営全般への助言及び財務・経理部門、内部監査部門への助言・指導、会計監査人との協議・意見交換など社外監査役に求められる役割、責務を十分に発揮しております。
谷 津 朋 美	2021年3月24日就任以降開催された取締役会9回のうち8回及び監査役会10回の全てに出席いたしました。弁護士及び公認会計士としての豊富な経験と専門的見地に基づき、経営の監督と経営全般への助言及び財務・経理部門、内部監査部門への助言・指導、会計監査人との協議・意見交換など社外監査役に求められる役割、責務を十分に発揮しております。

③ 社外役員の報酬等の総額

社外役員8名に対する当事業年度に係る報酬等の総額は、122百万円であります。

(注) 前年の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	92百万円
② 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	92百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないため、上記①の金額には、これらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人が所要の監査体制・監査時間を確保し、適正な監査を実施するために本監査報酬額が妥当な水準であると認められることから、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。
3. 当社の重要な子会社である、Kyowa Kirin, Inc.、Kyowa Kirin International plc、Kyowa Kirin Asia Pacific Pte. Ltd. は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当し、当社の会計監査業務に重大な支障があると判断したときには、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、当社監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、会計監査人の変更が必要であると判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

6 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保するための体制

当社は、親会社であるキリンホールディングス株式会社の「会社法に基づく内部統制システム大綱」を踏まえ、会社法第362条第4項第6号「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制」として、以下を定めております。

1. 当社及び子会社（以下、当社グループ）の取締役及び使用人の職務の執行が法令等を遵守すること及び定款に適合することを確保するための体制（コンプライアンス体制）

当社グループにおけるコンプライアンスを推進するため、以下の体制を整備する。

- ・当社グループのコンプライアンスの基本方針を定めると共に、これを実効化する組織及び規程を整備する。
- ・コンプライアンスに関する統括組織を設置し、当社グループの役職員に対する教育・啓発活動等を通じてコンプライアンス意識の醸成を図ると共に、コンプライアンス違反発生時の対応に関する手順を明確化し、当社グループの各社に周知する。
- ・コンプライアンス体制の構築・運用状況について、内部監査専任組織が監査を実施する。
- ・財務報告の信頼性を確保するための内部統制報告体制を構築し、その有効かつ効率的な運用及び評価を行う。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（情報保存管理体制）

当社の取締役の職務執行に係る情報については、社内規程に基づき適切に保存・管理を行うと共に、取締役又は監査役に対して閲覧可能な状態を維持する。

3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制（リスクマネジメント体制）

当社グループのリスクを適正に管理するため、以下の体制を整備する。

- ・当社グループにおけるリスクマネジメントの基本方針を定めると共に、これを実効化する組織及び規程を整備する。
- ・リスクマネジメントに関する統括組織を設置し、当社グループ各組織のリスクマネジメント活動を通じて、リスクマネジメントの実効性を確保すると共に、リスクの開示及びクライシス発生時の対応に対する手順を明確化し、当社グループ各社に周知する。
- ・リスクマネジメント体制の構築・運用状況について、内部監査専任組織が監査を実施する。

事業報告

4. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（効率的職務執行体制）

当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われるために、以下の体制を整備する。

- ・職務分掌、職務権限及び意思決定その他の組織に関する規程・基準類を定める。
- ・取締役会の決議により、業務執行を担当する執行役員を選任するほか、必要に応じ当社グループ各社に取締役を派遣し、適正な業務執行・意思決定の監督を行う。
- ・経営戦略会議を設置し、意思決定を迅速化する。
- ・グループ子会社の取締役の職務執行に関する権限及び責任については、各社が業務分掌規程、職務権限規程その他の社内規程において明文化し、それぞれ業務を効率的に遂行する。
- ・当社グループ各社ごとに年度計画を策定し、モニタリング等を通じて定期的に業績管理を行う。

5. 当社グループの取締役の職務執行の報告に関する体制並びに当社グループ及び当社の親会社から成る企業集団におけるその他の業務の適正を確保するための体制（業務執行の報告及びその他のグループ内部統制体制）

当社グループの取締役の職務執行の報告並びに当社グループ及び当社の親会社から成る企業集団におけるその他の業務の適正を確保するために、親会社であるキリンホールディングス株式会社のグループ運営の基本方針を踏まえ、以下の体制を整備する。

- ・グループ子会社の主管部署を設置し、子会社の自主性を尊重しつつ、事業の状況に関する定期的な報告を受けると共に、重要事項については事前協議を行うなど、必要に応じて主管部署から指導、助言を行う。
- ・グループ子会社の業務執行に関する責任及び権限を定め、各社業務について内部監査専任組織による監査を実施する。

6. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項（以下総称して、監査役関連体制）

当社の監査役の求めに応じ、必要があるときは使用人若干名に、監査役の職務の補助業務を担当させる。また、当該使用人としての独立性を確保するため、当該使用人の任命、異動及び評価等の人事に関する事項の決定は、当社の監査役の同意を必要とする。なお、当該使用人が監査役の職務の補助業務を担当するときは、業務執行に係る役職を兼務せず、当社の監査役の指揮命令のみに従う。

7. 当社グループの取締役、監査役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制

① 当社の取締役は監査役に対し以下の報告を行う。

- ・取締役会に付議される事項について、事前にその内容、その他監査役監査上有用と判断される事項。
- ・当社グループ各社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、その事実。
- ・当社グループの取締役又は使用人が法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがあると考えられるときは、その旨。
- ・当社の監査役の同意を要する法定事項。
- ・当社の内部統制システムの整備状況及びその運用状況。

当社の監査役は、上記事項に限らず、その必要に応じ随時に、当社グループ各社の取締役、監査役及び使用人に対し報告を求めることができる。

② 当社グループ各社の取締役、監査役及び使用人（当該取締役、監査役及び使用人から報告を受けた者を含む）は、当社グループ各社の業務の適正を確保する上で当社の監査役に報告することが適切と判断する事項が生じた場合、直接当社の監査役に報告することができる。また、当社の監査役は内部通報制度の運用状況について、担当部署から定期的に報告を受けると共に、自らが必要と認めた場合、直ちに当該運用状況について報告をさせることができる。

8. 前号の報告をした者が当社の監査役に当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、前号の報告をした者がそのことを理由として不利な取扱いを受けないことを定めた当社グループ共通の規程類を整備し、当社グループの各社に周知した上で適切に運用する。

9. 当社の監査役の職務執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続き等に関する事項

当社は、当社の監査役の職務執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続き等について、速やかに当該費用又は債務を処理する。

10. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査役は、当社の代表取締役等との意見交換会を定期的に開催する。当社の監査役は、内部監査専任組織等と連携した監査を実施することができる。また、当社は、当社の監査役の要請に基づき、当社の監査役が当社グループ各社の会議に出席する機会を確保する等、当社の監査役の監査が実効的に行われるための体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

1. コンプライアンス体制

当社は「協和キリングroupコンプライアンス基本方針」及び、同方針に基づいた「協和キリングroup行動規範」を制定し、国内外のグループ会社に周知、運用しております。さらに内部通報制度（コンプライアンスライン）を国内外のグループ会社で運用しております。コンプライアンス統括部署であるCSR推進部がこれらの体制整備を行うと共に、グループコンプライアンス意識調査、企業倫理講演会、集合研修、e-ラーニング等の教育・啓発活動を通じて、経営トップをはじめ、グループ内におけるコンプライアンス意識の醸成を図っています。また、グループCSR委員会及び日本を含む各地域のリージョナルCSR委員会においてコンプライアンスの徹底状況を含めた報告がなされており、その内容は適時に取締役会に報告しています。

2. 情報保存管理体制

当社は、取締役会等の議事録、りん議書、会計書類その他の業務執行に関する文書について、文書規程その他関連する規程に基づき、その種類毎に適切な保存期間を設定の上、適切に管理・保存しています。これらの文書については、全ての取締役・監査役が閲覧できるようにしています。

3. リスクマネジメント体制

当社は、当社グループのリスクマネジメント強化のため、「協和キリングroupリスクマネジメント基本方針」を制定し、同方針を行動規範に反映すると共に、規程・基準類を定め、グループ各社に周知しています。また、当社はリスクマネジメントシステムにより、CSR推進部が統括して事業にかかるリスクを抽出し、経営戦略会議及びリージョナルCSR委員会では四半期毎のモニタリングを、年1回のグループCSR委員会ではリスクマネジメントの総括及び次年度の活動方針の策定を行っています。その内容は適時に取締役会に報告しています。

4. 効率的職務執行体制

当社は、社内規程により取締役会での決議事項等の意思決定のルールを明確化しており、取締役会（当期中に計13回開催）、グローバル経営戦略会議（当期中に計16回開催）、経営戦略会議（当期中に計23回開催）において、各付議事項を審議し、効率的な意思決定を行っています。また、当社は中期経営計画（2021年1月から2025年12月まで）、年度経営計画（2021年1月から12月まで）に基づき、四半期のモニタリング等を通じて組織的に業績管理を行っています。

5. 業務執行の報告及びその他のグループ内部統制体制

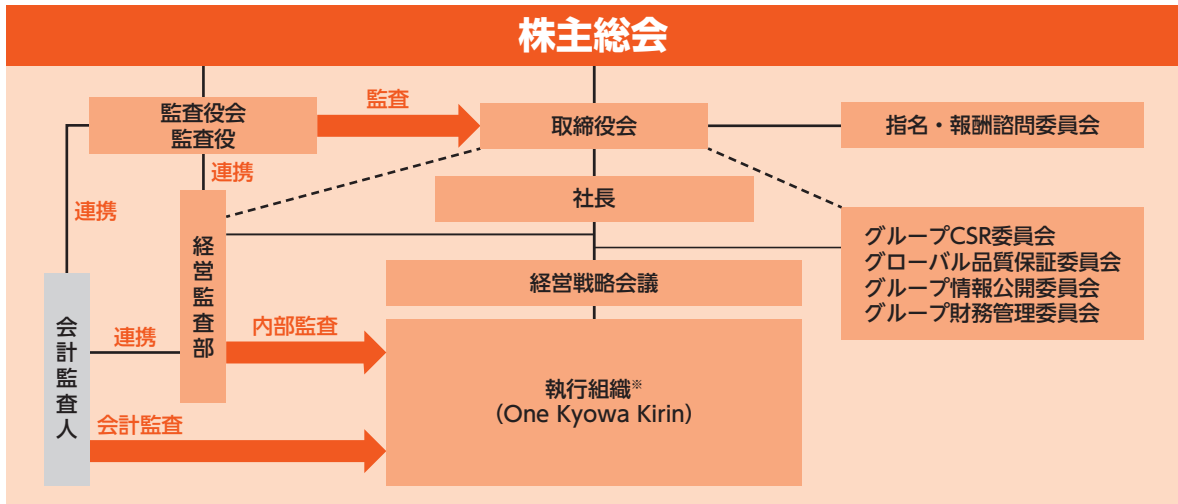
当社は、当社グループを管理する社内規程のもと、主管部署を定めて管理を行っております。グローバルなグループガバナンスの更なる強化のため、主管部署、機能部門、内部監査部門の責務を明確化した当該規程を運用し、当社グループに関連する基本方針・規程類の整備を行っております。

6. ～10. 監査役関連体制

当社は、監査役の監査機能強化を図るために、監査役の業務を補助する専任の使用人を設置しております。また、監査役の業務を補助する専任の使用人は、業務執行から独立しており、当社の監査役の指揮命令のみに従っております。当社の監査役は、当社グループの取締役等から重要な事項や監査上有用な事項について適時・適切に報告を受けております。また、当社の監査役は必要に応じて随時に、当社グループの取締役等に報告を求めることができます。内部通報制度（コンプライアンスライン）において、当社取締役に関する通報は直接監査役へ通知される仕組みを導入しております。内部通報制度の運用状況については、CSR推進部、人事部より定期的に報告を受けています。監査役への報告（通報）をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを定めた「グループ内部通報規程」を制定し、国内外グループ各社に周知を行っています。監査役の職務の執行について生ずる費用は会社が負担することとしており、速やかに処理を行っています。また、当社の監査役は当社の代表取締役等との意見交換会を定期的に開催すると共に、内部監査専任組織と緊密な連携を保つことにより、効率的に監査を実施しています。さらに、監査役の要請に応じて当社の主要子会社の会議に出席する機会を確保する等、当社は当社の監査役が実効的に監査を行うための体制を整備しています。

コーポレートガバナンス体制図

(2021年12月31日現在)



※執行組織のガバナンスは4極の地域（リージョン）軸と機能（ファンクション）軸をあわせたマトリックスマネジメント（One Kyowa Kirin）を構築

連結計算書類

連結財政状態計算書 (2021年12月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額
資産	
非流動資産	
有形固定資産	78,652
のれん	136,352
無形資産	76,066
その他の金融資産	45,164
退職給付に係る資産	15,298
繰延税金資産	49,108
その他の非流動資産	3,000
非流動資産合計	403,641
流動資産	
棚卸資産	64,089
営業債権及びその他の債権	104,275
その他の金融資産	1,434
その他の流動資産	13,350
現金及び現金同等物	335,084
流動資産合計	518,231
資産合計	921,872

科 目	金 額
資本	
資本金	26,745
資本剰余金	464,153
自己株式	△3,359
利益剰余金	255,528
その他の資本の構成要素	△5,904
親会社の所有者に帰属する持分合計	737,162
資本合計	737,162
負債	
非流動負債	
持分法適用に伴う負債	19,426
退職給付に係る負債	221
引当金	7,757
繰延税金負債	386
その他の金融負債	16,594
その他の非流動負債	31,197
非流動負債合計	75,581
流動負債	
営業債務及びその他の債務	64,652
引当金	1,580
その他の金融負債	5,943
未払法人所得税	13,426
その他の流動負債	23,528
流動負債合計	109,129
負債合計	184,710
資本及び負債合計	921,872

連結損益計算書（2021年1月1日から2021年12月31日まで）

(単位:百万円)

科 目	金 額
売上収益	352,246
売上原価	△87,849
売上総利益	264,398
販売費及び一般管理費	△145,608
研究開発費	△57,679
持分法による投資損益	4,575
その他の収益	985
その他の費用	△6,616
金融収益	1,113
金融費用	△1,117
税引前利益	60,050
法人所得税費用	△7,703
当期利益	52,347
当期利益の帰属	
親会社の所有者	52,347

計算書類

貸借対照表 (2021年12月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額
(資産の部)	
流動資産	507,462
現金及び預金	15,840
売掛金	73,472
商品及び製品	30,272
仕掛品	9,157
原材料及び貯蔵品	14,202
関係会社短期貸付金	350,016
その他	14,601
貸倒引当金	△97
固定資産	286,625
有形固定資産	55,394
建物	27,387
構築物	1,594
機械及び装置	10,143
工具、器具及び備品	4,282
土地	4,393
建設仮勘定	6,292
その他	1,301
無形固定資産	15,950
販売権	12,820
その他	3,130
投資その他の資産	215,281
投資有価証券	5,489
関係会社株式	122,122
関係会社社債	32,500
長期前払費用	2,519
前払年金費用	9,218
繰延税金資産	39,895
その他	3,583
貸倒引当金	△45
資産合計	794,087

科 目	金 額
(負債の部)	
流動負債	189,392
買掛金	14,183
未払金	42,077
未払法人税等	9,448
関係会社預り金	81,011
契約負債	39,556
製品回収関連損失引当金	702
その他	2,415
固定負債	7,774
補償損失引当金	3,400
資産除去債務	4,327
その他	47
負債合計	197,166
(純資産の部)	
株主資本	595,083
資本金	26,745
資本剰余金	104,078
資本準備金	103,807
その他資本剰余金	271
利益剰余金	467,600
利益準備金	6,686
その他利益剰余金	460,914
固定資産圧縮積立金	1,205
別途積立金	297,424
繰越利益剰余金	162,284
自己株式	△3,340
評価・換算差額等	1,424
その他有価証券評価差額金	1,424
新株予約権	414
純資産合計	596,921
負債純資産合計	794,087

損益計算書 (2021年1月1日から2021年12月31日まで)

(単位:百万円)

科 目	金 額	
売上高		237,590
売上原価		82,345
売上総利益		155,244
販売費及び一般管理費		130,443
営業利益		24,802
営業外収益		
受取利息及び配当金	16,372	
その他	363	16,735
営業外費用		
支払利息	104	
為替差損	5,504	
遊休設備関連費	35	
その他	666	6,309
経常利益		35,228
特別利益		
関係会社貸倒引当金戻入額	29,834	
関係会社株式売却益	4,779	
投資有価証券売却益	1,608	36,221
特別損失		
減損損失	3,727	
関係会社株式評価損	165	
投資有価証券評価損	1,816	5,709
税引前当期純利益		65,741
法人税、住民税及び事業税	14,982	
法人税等調整額	△15,607	△625
当期純利益		66,366

独立監査人の監査報告書

2022年2月7日

協和キリン株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 服 部 将 一
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 石 井 伸 幸
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、協和キリン株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書、連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、協和キリン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2022年2月7日

協和キリン株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 服 部 将 一
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 石 井 伸 幸
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、協和キリン株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの第99期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第99期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

上記(1)(2)の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月10日

協和キリン株式会社 監査役会

常勤監査役	小 松 浩 ㊞
常勤監査役 (社外監査役)	上 野 正 樹 ㊞
監 査 役 (社外監査役)	井 上 雄 二 ㊞
監 査 役	桑 田 啓 二 ㊞
監 査 役 (社外監査役)	谷 津 朋 美 ㊞

検索



三田線

ユニバーサルデザイン(UD)の
考えに基づいた
見やすいデザインの文字を
採用しています。